

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100021	経済産業省	ハイサルファーC重油の関税の撤廃もしくは見直し	関税暫定措置法第2条第1項	高硫黄C重油の関税率は、3、202円/KLである。	b	I	石油関税は平成17年度末まで財政関税として位置づけられているため、現時点では関税率を見直すことは困難であるが、平成18年度以降の高濃度C重油関税の在り方については、平成17年度末までに見直しを行う。		要望者は、C重油関税の早急な撤廃・引下げを求めている、C重油関税について規制改革・民間開放推進3ヵ年計画において「平成17年度末までの間においても、C重油の需要家の過大な負担が軽減されるよう、C重油関税の見直しを図る」とされていることも踏まえ、平成17年度末までに関税を引き下げることにについて再度検討いただきたい。	b	I	原油及び石油製品関税収入は平成17年度末まで石炭政策に係る借入金の返済財源に利用されることが決まっているため、平成17年度以前にハイサルファーC重油関税の見直しを行うことは原油関税も含めたすべての原油及び石油製品関税を見直すことが不可避となり、石炭対策の円滑な遂行が困難になるため、現時点では関税率を見直すことは困難であるが、平成18年度以降の高濃度C重油関税の在り方については、平成17年度末までに見直しを行う。
z1100022	経済産業省	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減	石油の備蓄の確保等に関する法律	（1）我が国への石油供給が不足する等の事態が生じた場合においても、石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するために、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、石油精製業者等に対して、全ての油種を対象に備蓄の義務を課している。（2）国際的には、IEAは石油の純輸入量の90日分につき、加盟国に対し備蓄義務を課している。（3）我が国は、原油5000万KLの国家備蓄に加え、石油精製業者等に対して前12か月の石油生産量等の70日分を基準備蓄量とする備蓄義務を課している。	c		（1）石油備蓄は、我が国への石油の供給が不足する等の事態が生じた場合においても石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するためのものである。（2）自家消費用の石油について備蓄義務を軽減した場合、我が国の石油安定供給を確保するために必要な民間備蓄の水準が維持できなくなる恐れがあり、緊急時において国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に問題が生じることとなる。このため、自家消費用の石油についても備蓄義務を課しているところである。（3）国際的にも、IEAにより、他国に譲り渡すか自己で消費するかを問わず純輸入量に対して90日分の備蓄義務が課せられているとともに、実際に主要国においても、民間企業の自家消費用の輸入にも備蓄義務が課せられている。（4）なお、備蓄石油を保有することに伴う負担の軽減のために、備蓄義務者に対しては、従来より備蓄石油購入資金に対する低利融資を実施している。		回答によれば、IEAにより純輸入量に対して90日分の備蓄義務が各国に課せられているとともに、主要国においても民間企業に備蓄義務を課していることから、要望には応じられないとするが、「民間備蓄が定められた当初と比較して国家備蓄の整備が進んでいる現状を踏まえ、民間備蓄について民間事業者の負担軽減の観点からの検討を求めたい。」とする要望者からの再意見も踏まえ、如何なる理由で民間企業に対して石油生産量等の70日分の備蓄義務を課し続けなければならないのかを明らかにされた上で、国際競争力の観点から石油備蓄義務の軽減を求める要望内容について再度検討の上、回答されたい。	c		IEA加盟国は石油の純輸入量の90日分の備蓄義務を課せられているとともに、協定的緊急時対応措置等に対応するための備蓄を保有していなければならないが、我が国の備蓄水準は他のIEA主要加盟国の備蓄水準と比べて未だ十分とは言えない状況であることから、現在の我が国の石油備蓄（国家備蓄及び民間備蓄）の水準を引き下げることは適切でない。また、現在の我が国の国家石油備蓄量はおよそ5、100万KLであり、予算や蔵置場所等の制約を勘案すると、これ以上の積み増しは現状では困難。一方、民間備蓄は、大部分が製油所や油槽所といった石油企業の生産・流通過程の中で保有されており、また原油についても個々の製油所の精製工程に適合した形で保有されていることから、速やかに流通経路にのせることができ、より消費者に近い製品の形で迅速な供給が可能という点で機動性に優れている。かかる状況を踏まえ、民間備蓄については生産量等の70日分の備蓄義務を維持することが必要。なお、IEA加盟主要国においても民間企業の自家消費用の輸入に同程度の水準の備蓄義務が課せられていることから、自家消費を目的とするC重油に備蓄義務が課せられていることが必ずしも国際競争力の低下を招く要因になっているとは言えず、国際競争力の観点から見ても、エネルギーセキュリティ確保のためには、自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の水準を維持することは適当である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 特記事項)
z1100021	経済産業省	ハイサルファーC重油の関税の撤廃もしくは見直し	5043	50430001	11	日本製紙連合会	1	ハイサルファーC重油の関税の撤廃もしくは見直し	現行の重油関税率（平成17年度まで）で、ハイサルファーC重油の税額は3,202円/KLであるが、基本税率（390円/KL）へ軽減するか撤廃して欲しい。		我が国産業の国際競争力強化のために、是非ともハイサルファーC重油の関税を撤廃若しくは基本税率まで早急に引き下げて欲しい。	
z1100022	経済産業省	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減	5043	50430002	11	日本製紙連合会	2	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減	石油の備蓄の確保等に関する法律で輸入業者（ハイサルファーC重油輸入の需要家等）も70日分の備蓄を義務付けられているのを免除して欲しい。		現在、ハイサルファーC重油を輸入するためには、需用家が70日分の備蓄をしなければならない（輸入重油1日当たり使用量の70日分）。当業界の重油使用量は総エネルギーの1/3を占めているため、備蓄に係わるコストが国際競争力の低下を招いている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100031	経済産業省	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減	石油の備蓄の確保等に関する法律	（１）我が国への石油供給が不足する等の事態が生じた場合においても、石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するために、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、石油精製業者等に対して、全ての油種を対象に備蓄の義務を課している。（２）国際的にも、IEAは石油の純輸入量の９０日分につき、加盟国に対し備蓄義務を課している。（３）我が国は、原油5000万KLの国家備蓄に加え、石油精製業者等に対して前12か月の石油生産量等の70日分を基準備蓄量とする備蓄義務を課している。	C	（１）石油備蓄は、我が国への石油の供給が不足する等の事態が生じた場合においても石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資するためのものである。（２）自家消費用の石油について備蓄義務を軽減した場合、我が国の石油安定供給を確保するために必要な民間備蓄の水準が維持できなくなる恐れがあり、緊急時において国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に問題が生じることとなる。このため、自家消費用の石油についても備蓄義務を課しているところである。（３）国際的にも、IEAにより、他人に譲り渡すか自己で消費するかを問わず純輸入量に対して90日分の備蓄義務が課せられているとともに、実際に主要国においても、民間企業の自家消費用の輸入にも備蓄義務が課せられている。（４）なお、備蓄石油を保有することに伴う負担の軽減のために、備蓄義務者に対しては、従来より備蓄石油購入資金に対する低利融資を実施している。		回答によれば、IEAにより純輸入量に対して90日分の備蓄義務が各国に課せられているとともに、主要国においても民間企業に備蓄義務を課していることから、要望には応じられないとするが、「民間備蓄が定められた当初と比較して国家備蓄の整備が進んでいる現状を踏まえ、民間備蓄について民間事業者の負担軽減の観点からの検討を求めたい。」とする要望者からの再意見も踏まえ、如何なる理由で民間企業に対して石油生産量等の70日分の備蓄義務を課し続けなければならないのかを明らかにされた上で、国際競争力の観点から石油備蓄義務の軽減を求める要望内容について再度検討の上、回答されたい。	C	IEA加盟国は石油の純輸入量の90日分の備蓄義務を課せられているとともに、協定的緊急時対応措置等に対応するための備蓄を保有していなければならないが、我が国の備蓄水準は他のIEA主要加盟国の備蓄水準と比べて未だ十分とは言えない状況であることから、現在の我が国の石油備蓄（国家備蓄及び民間備蓄）の水準を引き下げることは適切でない。また、現在の我が国の国家石油備蓄量はおよそ5、100万KLであり、予算や蔵置場所等の制約を勘案すると、これ以上の積み増しは現状では困難。一方、民間備蓄は、大部分が製油所や油槽所といった石油企業の生産・流通過程の中で保有されており、また原油についても個々の製油所の精製工程に適合した形で保有されていることから、速やかに流通経路にのせることができ、より消費者に近い製品の形で迅速な供給が可能という点で機動性に優れている。かかる状況を踏まえ、民間備蓄については生産量等の70日分の備蓄義務を維持することが必要。なお、IEA加盟主要国においても民間企業の自家消費用の輸入に同程度の水準の備蓄義務が課せられていることから、自家消費を目的とするC重油に備蓄義務が課せられていることが必ずしも国際競争力の低下を招く要因になっているとは言えず、国際競争力の観点から見ても、エネルギーセキュリティ確保のためには、自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の水準を維持することは適当である。		
z1100001	警察庁（経済産業省）	道路交通法における自動車の区分の改正					道路交通法は警察庁の所管である					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1100031	経済産業省	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減	5078	50780053	11	(社)日本経済団体連合会	53	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減	備蓄義務による負担を軽減すべきである。		備蓄のコストが製造業の国際競争力の低下を招いている。なお、平成8年1月に、石油公団内に空タンク情報の提供を行う「石油タンク情報センター」が設置され、また、備蓄石油購入資金に対する低利融資が実施されているほか、既存の備蓄会社のキャパシティを活用して、小規模の備蓄義務者が容易に義務を履行できるスキームが公団内で既に実施されており、備蓄義務者の負担軽減のための対策が図られている。しかし、これらを利用しても結局のところメーカーがそのコスト分を負担せざるを得ない。	C重油を輸入するためには、需要家が、輸入重油1日当たり使用量の70日分を備蓄しなければならない。
z1100001	警察庁（経済産業省）	道路交通法における自動車の区分の改正	5002	50020001	11	個人（福田 誠）	1	道路交通法における自動車の区分の改正	道路交通法における自動車の区分にて、道路交通法施行規則第二条で、大型二輪自動車を総排気量0.400リットルを超える内燃機関を原動機とする・・・としているが、これを0.600リットルを超える・・・とすることを要望する。	この規制改革をすることで、普通自動二輪免許で0.600リットル未満の二輪車に乗車が可能とし、0.600リットル未満の製品の市場を拡大する。これにより、EUなどにおける規制と国内規制を同様のものとし、国内メーカーが現在国内向けに400CCクラス（～400CC）の製品と外国向けに600CCクラス（～600CC）の製品を製造するために二重に投資するコストを低減することが可能になり、国内メーカーの国際競争力を増強させることができる。現在日本メーカーのシェアが低下し、競争力が落ちる中で大きく寄与すると思われるため。	この規制改革をすることで、EUなどにおける二輪車の区分規制と国内規制を同様のものとし、国内メーカーが現在国内向けに400CCクラス（～400CC）の製品と外国向けに600CCクラス（～600CC）の製品を製造するために二重に投資するコストを低減することが可能になり、国内メーカーの国際競争力を増強させることができる。現在日本メーカーのシェアが低下し、競争力が落ちる中で大きく寄与すると思われるため。	警察庁のみならず、経済産業省の意見も踏まえた回答を頂きたい。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100020	厚生労働省、 経済産業省	事業所の室温等規制にかかる、規制の 整合性確保	・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法） ・「夏季の省エネルギー対策について」（省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定文） ・労働安全衛生法 事務所衛生基準規則第5条第3項	省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定文（以下、「決定文」）の、5ページ③で「冷房中の室温が28℃を下回らないよう適切に調整する等、エネルギー消費について適正な管理を行うこと」については、省エネルギー対策の観点から、目安として28℃を下回らないようにする旨を記載しているものである。過度の冷房を抑制するために具体的に温度を明示しており、次に続く「エネルギー消費について適正な管理を行うこと」が協力要請の項目となっている。 一方、事務所衛生基準規則（以下、「事務所則」という。）第5条第3項「事業者は、中央管理方式の空気調和設備を設けている場合は、室の気温が十七度以上二十八度以下及び相対湿度が四十パーセント以上七十パーセント以下になるように努めなければならない」については、空気調和設備を設けている場合における室の気温および相対湿度の努力目標値を定めているものであるが、本条は、事務所における健康的な労働環境の確保のため必要なものである。 オフィス等においては、労働者の健康の確保が基本であることから、事務所則の規定を遵守した上で、省エネルギー対策を行って頂くのが現状である。	a	省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定文の表現の変更の検討	省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定文については、「28℃を下回らないよう」という表現に示されており、「28℃」は努力目標として定められているもので、「エネルギー消費について適正な管理を行うこと」の具体例としてあげられている。一方、事務所衛生基準規則については、健康的な労働環境の確保のため必要なものとして定められている。 従って、「28℃を下回らないよう」という表現が要望内容にあるような問題を生じさせるのであれば、事務所則と整合性がとれる表現となるよう当省として17年度の決定文策定の際に、実現に向けた取組を行う。					
z1100025	経済産業省	LPガス自動車における燃料容器・附属品の検査方法の変更	高圧ガス保安法第44条 容器保安規則第6条 第7条 第16条 第17条	1. 液化石油ガス自動車燃料装置用容器については、経過年数20年未満のものは、6年ごと、経過年数20年異常のものは2年ごとに容器再検査を行わなければならない。 2. 溶接容器の再検査においては、外観検査及び耐圧試験等を行う。	b	III	事業者が実験データを取得・提出し、安全性を検証、評価した上で、安全性が確認されれば経済産業省において省令の改正を1年以内に行う。		回答では事業者が実験データを取得・提出し、安全性を検証、評価した上で、安全性が確認されれば経済産業省において省令の改正を1年以内に行うとあるが、要望元より基準そのものを策定している第三者機関でデータの取得は可能ではとの指摘もある為、この点について検討され、対応策を示されたい。	b	III	高圧ガス保安法は、事業者の自主的な保安確保の活動を促進することを目的としていること、また、容器検査の検査方法を変更するための検討に必要な安全性の実験データについては、研究開発等を行うことにより新技術を開発した事業者が所有していることから、検討のため必要となる実験データは基本的には事業者側から提示されるものと認識している。当省としてはデータが提出されればこれらの評価・検討を行うこととしている。 なお、第三者機関が基準そのものを策定しているとの指摘があるが、基準を策定しているのは高圧ガス保安法を所管している経済産業省であって、第三者機関では基準の策定は行っていない。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1100020	厚生労働省、 経済産業省	事業所の室温等規制にかかる、規制の整合性確保	5042	50420008	11	ソニー(株)	8	事業所の室温等規制にかかる、規制の整合性確保	省エネルギー・省資源対策推進会議指針、労働安全衛生法事務所衛生基準規則第5条第3項の両規定の整合性を持たせる方向で（例えば指針と規則の数値統一化、または規則の基準緩和など）、規定の整理につき検討されたい。	省エネルギーの観点から規定が整理された場合、夏場では状況に応じて冷房の温度を高め設定できるため、省エネ対策に資するものと考える。	内閣に設置されている省エネルギー・省資源対策推進会議は毎年、同会議の決定事項（以下、指針）として「夏季の省エネルギー対策について」を出している（実施状況について経済産業省資源エネルギー庁が毎年、調査している）。そこでは住宅、ビル等におけるエネルギー管理につき、「冷房中の室温が28℃を下回らないよう適切に調整する等、エネルギー消費について適正な管理を行うこと」としている（施設は規定なし。冬季は20℃以下）。しかし一方、労働安全衛生法事務所衛生基準規則第5条第3項では「事業所は中央管理方式の空調調和設備を設けている場合は、室の気温が17度以上28度以下及び相対湿度が40パーセント以上70パーセント以下になるように努めなければならない」との規定を設けている。前者の指針と後者の規則との間に「運用上」の矛盾が生じており問題である。 室温等規制につき、指針については直接、国民の権利義務にかかわる規定ではないが、政府として広く国民に協力要請を行っており、また規則については罰則等を伴わない努力規定である。しかし一企業としてコンプライアンスを推進する観点から、国からの指針や努力規定がおかれている以上、適切にそれらに従うよう、取り組んでいる次第である。したがって両規定の趣旨に副えば、夏場であれば両規定を満たす温度は28℃ということになるが、事務所エリアの空調は±2～3℃程度の制御が実情であり、28℃に保ち続けることは実質的に難しい。両規定に整合性を持たせる必要があると考える。	
z1100025	経済産業省	LPガス自動車における燃料容器・附属品の検査方法の変更	5058	50580002	11	コープ低公害車開発 株式会社	2	LPガス自動車における燃料容器・附属品の検査方法の変更	LPガス自動車において、燃料タンクとしての容器・附属品の検査周期は6年であり、車検期間に整合せずかつ検査時には燃料容器を取外し、耐圧検査とバルブを交換し再検査する。しかし、諸外国では15年の使用期限に基づき車検時にはLPガス（2～8気圧）より更に高圧（200気圧）CNG車において容器検査は、車両搭載のままです車検時に合わせて分解検査がない。LPガス自動車についても、CNG車と同様に15年の容器期限と再検査方法の変更を求める。	自治体の清掃車・生協・一般運送業で使用されるLPガス燃料のトラック（約25万台）、業務用LPガス乗用車等（約24万台）の検査費用軽減（約5～8万円）、検査方法変更による需要の拡大	トラック・乗用車等で同等の使用条件のLPガス自動車とCNG自動車での検査条件が異なる事はユーザーにとり不便である。本来は同等の点検整備条件にて、双方の利点を生かしつつ低公害化を図るべきであるが、200気圧という高圧ガスを使用するCNG車が、車両搭載のままです分解整備を要せず検査でき、2気圧程度の低圧なLPガスを使用する自動車は、車両から下ろし分解検査が必要な明確な理由がない。過去に平成9年に要望をしたが、検査方法は変更されず、検査期間が4年から6年に延長されたのみで、車検整合や点検方法の変更はされなかった。	平成8年1月の高圧ガス及び火薬類保安審議会答申において、「容器再検査及び附属品検査に係る検査周期については、高圧ガス容器等の品質の向上にかんがみ、今後、技術的な実証その他の検討を行った上で、延長の方向で見直すべきである。」旨の指摘を受け、所管省においては、問題提起を受け、現在、関係事業者等を含めた委員会において、検査周期等の見直しも含めた容器再検査全体の今後の在り方を検討、平成9年度中に結果を出すべく取り組むこととしたが、自動車用については検査期間の2年延長のみとなった。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100028	経済産業省	「代エネ法」の廃止および「新エネ法」の見直し	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律 エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保の観点から、１９８０年に石油代替エネルギーの開発・導入の法的枠組みとして石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律が制定された。この法律により、政府は石油代替エネルギーの供給目標の策定・公表等を行うこととなっている。 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 第２条において、新エネルギーを「代エネ法第２条に規定する石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが石油代替エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるもの」と定義し、政策的支援を講じている。	b	I	これまでエネルギー供給の主要な部分を占めてきた石油については、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（代エネ法）の制定以来、我が国の石油依存度の低下、緊急時のための備蓄の充実、石油探鉱開発技術の発達や非在来型石油資源の利用技術の発達などを背景とする石油の推定埋蔵量増大などの変化が生じてきている。また、OPEC等の産油国とIEA等の消費国が石油市場の安定を共通利益として認識するなど石油市場の状況も変化している。将来を展望した場合、非在来型石油資源の活用や我が国の石油調達先の多様化が進展するなど、情勢は更に変化する可能性がある。一方で、中東等のエネルギー産油国を巡る情勢が緊迫化の度合いを強め、石油その他エネルギーの国際市場が急激に不安定化するリスクが完全に払拭されているものではない。また、近年、石油の中東依存度は上昇基調にあり、今後ともこの傾向は続くものと考えられる。したがって、代エネ法については、上記のような状況を踏まえて、幅広い観点から慎重に検討を必要がある。 また、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」により、「石油代替エネルギー」であって「経済性の面における制約から普及が十分でないもの」として位置づけられている「新エネルギー」については、需要側の新エネルギーが位置付けられる等、我が国特有の定義であり、諸外国で使用されている「再生可能エネルギー」という分類とは必ずしも一致しない。新エネルギーの範囲について、統計上の分類と政策上の取扱い、諸外国においても、必ずしも一致するものではないが、新エネルギーのエネルギー安定供給面や環境面での意義、技術開発・普及の動向、将来見通しなどを踏まえ、今後、統計上の扱いや、我が国としてどのエネルギーを新エネルギーとして政策的に支援すべきか等、検討することとなる。		①代エネ法の取り扱いについては慎重な検討が必要とのことであるが、平成17年度までに検討を行い、結論を出すことの可否について、その理由も含めて明らかにされたい。 ②要望者は、「新エネ法」における新たな利用形態として、石油コージェネ、残渣GCCなどの石油の有効利用形態も新たに対象に加えることを要望しているが、新エネルギー対象範囲の見直しにおいて、本要望が検討の対象となりえるかどうか、また、平成17年度までに対象範囲の見直しについて検討を行い、結論を出すことの可否について、その理由も含めて明らかにされたい。	b	I	我が国における一次エネルギー供給に占める石油の割合は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（代エネ法）の制定等により、1973年度に77.4%であったものが2002年度には50%にまで低下した。しかし、一次エネルギー供給に占める石油の割合は、各種エネルギーの中では最も高く、我が国の石油の99.7%を海外に依存しており、石油の中東依存度も2002年度には86%である。 最近の原油価格を見ると、依然として不安定な中東情勢、OPECの余剰生産能力が極めて低くなっていること、米国、アジア等の需要の増加、ロシアの石油大手ユーコス原油生産の減少懸念等から、上昇傾向で推移しており、NYMEXにおけるWTTは3年間で44ドル超と1983年に相場以来の最高値を更新している。 将来を展望した場合、非在来型石油資源の活用や我が国の石油調達先の多様化の進展など、石油依存度や中東依存度が低下する可能性はあるものの、足元の状況を考慮すると、アジア各国の需要増加や中東情勢、原油価格の動向など、石油を巡る状況は非常に流動的であり先行きが不透明である。 このようなことから、代エネ法の取扱いについては、中長期的な視点で幅広い観点から慎重に検討を行うことが必要であり、平成17年度中に何らかの結論を導き出すことは適切ではないと考えられる。 また、新エネ法は、代エネ法同様「エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保」を目指したものであり、石油依存度低減に資するエネルギーの普及を推進する法律である。新エネルギーの定義については、「代エネ法第２条に規定する石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが石油代替エネルギーの導入を図るため特に必要なもの」となっており、石油代替エネルギーではない石油コージェネや残渣GCCを新エネルギーに加えることはできない。
z1100032	経済産業省	原子力発電所の設備利用率に係る規制の緩和	電気事業法 第54、55条 電気事業法施行規則 第91条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第37条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第16条の2	①電気事業法第５４条第１項の定期検査を電気事業者が受けなければならない時期は、発電用原子炉及びその附属設備について運転が開始された日又は定期検査が終了した日以降１３月を超えない時期としているとともに、同法第５５条第４項の定期安全管理審査を受けなければならない時期は、発電用原子炉及びその附属設備について運転が開始された日又は原子力発電所の通常運転時の総合的な性能に関する定期事業者検査が終了した日以降１３月を超えない時期としている。 ②定期検査は、検査内容に応じて、経済産業省原子力安全・保安院の検査官又は独立行政法人原子力安全基盤機構の検査員が行っており、うち独立行政法人原子力安全基盤機構の検査員については事業者の求めに応じ、土曜日、日曜日、休日又は夜間にも検査を行っている。 ③定期検査は、電気事業法第５４条第１項の規定により、原子力発電所に属する蒸気タービン並びに発電用原子炉及びその附属設備について、経済産業省原子力安全・保安院又は独立行政法人原子力安全基盤機構の検査員が定期に行う検査であり、保安検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第３７条第５項の規定により、保安規定の遵守状況について、経済産業省原子力安全・保安院が定期に行う検査である。また、電気事業法第５５条の規定により、事業者者に設備の技術基準適合性を定期に確認する検査（定期事業者検査）の実施が義務づけられている。	①b ②c ③b	①Ⅲ ②一 ③Ⅳ	①平成１５年１０月１日に実施された電気事業法の改正により、従来の事業者により自主点検が「定期事業者検査」として義務づけられるとともに、規制庁が実施する定期検査は、定期事業者検査に立ち合い又は記録を確認することにより行うものとした。現法における原子力発電所の保守管理は、事業者が１３ヶ月ごとに実施する定期事業者検査が基本となっていることから、国の定期検査がこの定期事業者検査の実施にあわせて１３ヶ月ごとに行うとしていることは一定の合理性を有するものである。 今後、定期事業者検査の種々の項目がどの頻度で行われれば安全上最も有効であるかという観点から評価し、その評価に基づき事業者が原子炉の停止中に行うべき検査項目の範囲を定めるよう検討を行うことが必要である。また、例えば、各施設のパフォーマンスを踏まえた検査内容を通ずることなど、定期検査の内容をより実効的かつ柔軟に決定していくための仕組みの導入も考えられるが、これらの評価手法の検討や必要なデータの整備が前提となるものと考えられ、まずその点から作業を進めることが必要になる。 また、今年６月に開催された総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会において、検査の在り方に関する今後の検討課題について議論され、新しい検査制度の定着と、残された課題の解消に取り組んでいく必要性を認識し、リスク情報の活用について議論されているところ。 ②平成１５年１０月１日に施行された電気事業法の改正により、定期検査の一部は独立行政法人原子力安全基盤機構が実施することとなった。現在、独立行政法人原子力安全基盤機構は、事業者の求めに応じて、土曜日、日曜日、休日又は夜間にも検査を行っているが、それは異なり、国の定期検査に従事する検査官は、検査の実施に係る事務以外にも、検査等の制度策定等の安全規制に関する事務、原子力災害に即応するための原子力防災専門官としての業務も担当する体制となっており、２４時間検査を行う体制を取ることは非常に困難である。 ③定期検査は、原子力発電の設備が技術基準を満たすよう維持されているかを確認する検査であり、保安検査は、事業者が保安規定を遵守して保安活動を実施しているかを確認する検査であり、両者は異なる目的を有する検査である。 保安規定の中には設備の保守管理に関する規定も含まれており、概念上は、定期検査が対象とする事業者による定期事業者検査に関する規定を含むものであるが、当面、これらの検査が検査の目的にじ、効果的かつ効率的な組み合わせで事業者の安全が、事業者による原子力発電所の適切な保全の実施を確保するものと考えている。 １月に開催された総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会等今後の検討課題について議論され、検査の重複排除、重点検討を行うこととされた。		①要望者は、全プラントが硬直的に一律13ヶ月に制限される定期検査間隔の見直しを求めており、各施設のパフォーマンスを踏まえた検査内容の適用等、定期検査の内容をより実効的かつ柔軟に決定する仕組みを平成17年度までに導入することの可否について、その理由も含めて回答されたい。 また、要望者の求めるオンラインメンテナンスの導入による運転中検査への移行について、平成17年度までに導入することの可否についても回答されたい。 ②貴省の回答によれば、国の定期検査に従事する検査官は他の業務にも従事するため24時間対応の体制にするのは困難とのことであるが、休日、夜間等の受付について手数料を徴収するなどして体制整備することの可否について、改めて検討のうえ、回答いただきたい。 ③原子炉等規制法に基づく保安検査と電気事業法に基づく定期検査の一本化や、定期検査の自主検査化について、平成17年度までに措置することの可否について、その理由も含めて回答されたい。また、要望者は、当面、保安検査と定期検査の重複排除措置を求めており、この可否についても理由も含めあわせて回答されたい。	①b ②c ③b	①Ⅲ ②一 ③Ⅳ	①「硬直的」とは、事業者の自主裁量や向上意を反映させ、自らの事業に置いてある目的を達成するために、様々な努力や工夫を行うことは望ましいことであり、例えば、品質保証体制の向上を目的とした、いわゆる改善活動は、推奨されるべきものと考えられる。 しかし、事業者の対応が、検査間隔の延長自体が目的化し、安全性の確保を損なうものとなる場合には、事業者の安全確保に対する姿勢として問題があると考えられる。 また、東京電力の不正問題を契機に原子力発電所に対する不信感が高まっている中、安全性の確保が大前提であり、信頼の回復が最優先課題となっていることから、原子力安全規制の徹底に実施し、原子力の安全を確保していくためには、国民、特に地元の原子力安全に対する理解を得ていくことが必要不可欠と考えている。 定期検査の間隔に係る問題については、事業者から個々の検査項目がどの頻度で行われれば安全上最も有効であるかを科学的・合理的に評価した結果を伺い、その評価の妥当性の検証を行い原子炉の停止中に行うべき検査項目の適切な間隔を定めるとの観点からの検討を専門家の判断も踏まえつつ進めていくことが必要と考えている。 当院としては、昨年１０月に原子力発電所の検査制度を見直したばかりであり、現在、新制度を定着させるための最大限の努力を行っているところであり、上記に述べた理由から、定期検査の間隔を延長すること及び、オンラインメンテナンスの導入による運転中検査への移行について平成17年度までに導入することは困難と判断している。 ②独立行政法人原子力安全基盤機構における体制とは異なり、国の定期検査に従事する検査官は、検査の実施に係る事務以外にも、検査等の制度策定等の安全規制に関する事務、原子力災害に即応するための原子力防災専門官としての業務も担当する体制となっており、これらの事務の遂行に加えて、休日又は夜間に検査をする体制を取ることは労務管理上困難である。 ③原子炉等規制法に基づく保安検査と電気事業法に基づく定期検査は、それぞれ両者は異なる目的を有するものであり、一本化は困難である。また、定期検査は設備共用開始後の原子力発電工務物について、「特定重要電気工務物」として取称される安全上重要な項目に限って検査を実施しているものであり、自主検査化は困難である。 したがって、東京電力の不正問題等を受けて、失われた国民の信頼を回復すべく、新検査制度が明年10月に導入され、本年度6月に新たな保安規定の認可を行い、本格的に新検査を開始したの定程、新制度の評価を実施するまでには一定経過期間が必要これらの評価手法の検討や必要なデータの整備が不十分である平成17年度までに判断することは困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 特記事項)
z1100028	経済産業省	「代エネ法」の廃止および「新エネ法」の見直し	5063	50630001	11	石油連盟	1	「代エネ法」の廃止および「新エネ法」の見直し	「代エネ法」を廃止し、併せて「新エネ法」における新たな利用形態として、石油コージェネ、残査GCCなどの石油の有効利用形態も新たに対象に加えていただきたい。		二度の石油危機を経て制定された「代エネ法」や、これを準用する「新エネ法」は、「石油」という理由だけで入口段階から使用を制限する規制であり、石油の有効利用の妨げとなっている。今後は、石油、天然ガス、石炭など各エネルギーの特性を最大限活用できるよう、入口段階ではなく、出口（最終消費）段階で効率性、環境特性を評価できる枠組みに見直すが、現在のわが国のエネルギー政策、即ち3つのE（安定供給の確保、環境への適合、市場原理の活用）の同時達成を目指すことに合致している。	総合資源エネルギー調査会第9回需給部会（平成16年6月16日）の資料1「委員から事務局に寄せられた意見」P31以下に本要望の背景となる考え方が、資料3「2030年のエネルギー需給展望（中間とりまとめ原案）」P181～2に石油代替エネルギー政策のあり方について再検討すべき、あるいは新エネルギーの定義について、その概念を再検討すべきであるとの考え方が示されている。
z1100032	経済産業省	原子力発電所の設備利用率に係る規制の緩和	5078	50780054	11	(社)日本経済団体連合会	54	原子力発電所の設備利用率に係る規制の緩和	①定期検査等間隔の延伸：原子炉およびその附属設備の定期検査（定期事業者検査の安全管理審査を含む）の間隔を2年程度に延長すべきである。 ②官庁立会検査における検査待ち時間発生回避 ③定期検査と保安検査の一本化あるいは定期検査の自主検査化および当面における両検査の重複の排除		設備利用率を向上できる上記事項の導入により、原子力発電所設備の有効利用を図る。 ①については、現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の下で検査の在り方について検討がなされることとされているが、具体的な制度設計にあたり、全プラントが硬直的に一律13ヶ月に制限される定期検査間隔の見直しやオンラインメンテナンスの導入による運転中検査への移行など、現状の定期検査制度について合理的な制度となるよう見直す。 ②については、「休日又は夜間に検査をする体制をとることは労務管理上困難」との回答を示されている	①発電用原子炉及びその付属設備は13ヶ月を越えない時期に定期検査や定期事業者検査の安全管理審査（平成15年10月より新規追加）を受けなければならず、また経済産業省の直接立会検査が実施されている。 ②定期検査時の官庁立会検査は休日及び夜間の受検ができず、連続作業のホールドポイントとなっている。 ③供用中の原子炉においては原子炉等規制法に基づく保安検査と電気事業法に基づく定期検査の両方を受検している。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100004	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	輸出貿易管理規則第1条、輸入貿易管理規則第2条等	外国為替及び外国貿易法においては、外国貿易等の対外取引が自由に行われることを基本とし、必要最小限の管理又は調整を行うこととし、国際的な平和及び安全の維持又は国民経済の健全な発展等を図るため、特定の貨物等の輸出入に際し、許可又は承認等を義務づけている。	a	III IV	手続の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。なお、貿易管理に係る手続等（JETRAS）については、平成16年度末までに業務・システムの最適化計画を策定する予定である。		業務・システムの最適化計画の策定を平成16年度までに実施することの可否について改めて検討され、実施時期を明確化されたい。16年度中に策定困難とされる理由あらば具体的に示されたい。	a	III IV	輸出入及び港湾・空港関係業務等の最適化計画等の策定については、平成15年7月に策定された「電子政府構築計画」において、先ず、平成16年度に税関システム等のレガシーシステムに係る刷新可能性調査を実施し、次に最適化に係る見直し方針を策定した後に、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定するとの実施スケジュールが定められている。 最適化に係る見直し方針及び最適化計画については、刷新可能性調査の調査結果に基づきシステム全体のあり方や業務のあり方を含めて検討し、また、関係府省と意見調整及びパブリックコメント等を通じて利用者等の意見を十分に踏まえつつ検討し、策定する必要があることから、輸出入及び港湾・空港関係手続に係る最適化計画の策定を平成16年度中に実施することは困難であり、平成17年度にならざるを得ないが、平成17年度末までのできる限り早期に策定すべく努力したい。 なお、貿易管理に係る手続等（JETRAS）については、平成16年度末までに業務・システムの最適化計画を策定する予定である。
z1100004	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	輸出貿易管理規則第1条、輸入貿易管理規則第2条等	外国為替及び外国貿易法においては、外国貿易等の対外取引が自由に行われることを基本とし、必要最小限の管理又は調整を行うこととし、国際的な平和及び安全の維持又は国民経済の健全な発展等を図るため、特定の貨物等の輸出入に際し、許可又は承認等を義務づけている。	a	III IV	手続の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。なお、貿易管理に係る手続等（JETRAS）については、平成16年度末までに業務・システムの最適化計画を策定する予定である。		業務・システムの最適化計画の策定を平成16年度までに実施することの可否について改めて検討され、実施時期を明確化されたい。16年度中に策定困難とされる理由あらば具体的に示されたい。	a	III IV	輸出入及び港湾・空港関係業務等の最適化計画等の策定については、平成15年7月に策定された「電子政府構築計画」において、先ず、平成16年度に税関システム等のレガシーシステムに係る刷新可能性調査を実施し、次に最適化に係る見直し方針を策定した後に、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定するとの実施スケジュールが定められている。 最適化に係る見直し方針及び最適化計画については、刷新可能性調査の調査結果に基づきシステム全体のあり方や業務のあり方を含めて検討し、また、関係府省と意見調整及びパブリックコメント等を通じて利用者等の意見を十分に踏まえつつ検討し、策定する必要があることから、輸出入及び港湾・空港関係手続に係る最適化計画の策定を平成16年度中に実施することは困難であり、平成17年度にならざるを得ないが、平成17年度末までのできる限り早期に策定すべく努力したい。 なお、貿易管理に係る手続等（JETRAS）については、平成16年度末までに業務・システムの最適化計画を策定する予定である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1100004	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	5078	50780048	11	(社)日本経済団体連合会	48	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されたが、現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革(BPR)については未だ不十分である。 ワンストップサービスの実現に当たっては、まず、(1) 民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、(2) 申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、(3) 省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続きを統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムの整備に向け、全関係省庁は強力な連携・協議を重ねて取り組むべきである。		例えば、シングルウィンドウ化により、複数の官庁で共通する手続について同時に送信することが可能となったものは、入・出港届等、ほんの一握りに過ぎず、従来通り各省庁ごとの手続や紙ベースでの手続が残されているのが現状である。 従って、シングルウィンドウシステムが運用開始されたものの、現状では真のワンストップサービスにはなっておらず、輸出入・港湾諸手続の簡素化、物流効率化、ひいては産業競争力強化の支障となることが懸念される。	港湾・輸出入手続に関係する各省庁の協力のもと、2003年7月から港湾・輸出入手続のシングルウィンドウシステムが運用を開始したが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより産業界が要望してきた諸手続の見直しおよび簡素化を反映したものはなっていない。
z1100004	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	5031	50310003	11	社団法人日本船主協会	3	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。		2003年7月23日より輸出入・港湾諸手続のシングルウィンドウ化が関係省庁により実現されてはいるが、実態は各種申請・手続の見直しや簡素化がなされず、単に既存のシステムが接続されただけのものであるため、利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、更に省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続きを徹底的に削減・簡素化することを要望する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100023	経済産業省	新エネルギー測定設備の選択制導入	電気事業者による 新エネルギー等の 利用に関する特別 措置法	・小売電気事業者（一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者）に対し、毎年度、販売する電力量に応じて、基準利用量以上の新エネルギー等（風力、太陽光、地熱、中小水力、バイオマス）電気を利用することを義務づける法律。 ・義務履行には経済産業大臣の認定を受けた設備を用いて発電された新エネルギー等電気が用いられる。 ・経済産業大臣の設備認定を受けするためには、発電設備及びその発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合している必要がある。	d		（要望内容に不明確な点があったことから、趣旨を推定し回答するもの。） ・本法（以下、RPS法）では、電気事業者に対し、毎年度、基準利用量以上の新エネルギー等電気の利用を義務づけていることから、当該電気の量を的確に測定（計量）することが必須となっている。 ・また、一般に計量に用いる計器等については、計量法（平成4年法律第51号）上の規定を遵守する必要があるため、上記の電気の量の測定に供する電力量計についても、設備認定の際に、計量法の規定に違反していないことを確認している。 ・したがって、「要望理由」にある「電力測定設備」が、RPS法第5条に基づく新エネルギー等電気の利用に供する電気の量を測定するための電力量計を指し、「要望理由」にある「測定設備製造元の試験結果」によって、当該「電力測定設備」が計量法第16条の規定に違反していないことが証明されれば、上記要件を満たすための既存の設備の処置は不要となる。					
z1100024	経済産業省、 国土交通省	LPガス自動車における燃料容器・附属品のUN-ECE自動車基準67号との整合化・相互認証化	高圧ガス保安法第44条 容器保安規則第6条 第7条 第16条 第17条	1. 容器の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、高圧ガス保安協会等が経済産業省令で定める方法により容器検査を受け、これに合格したものとして刻印等がされているものでなければ、当該容器を譲渡し又は引き渡してはならない。 2. 容器検査においては、その容器が経済産業省令で定める容器の規格に適合するときは、これを合格とする。	b	III	1. LPガス自動車の燃料容器・付属品のUN-ECE基準67号への適合事業者が実験データを取得し例示基準案を作成・提出し、第3者機関（高圧ガス保安協会）による安全性の検証、評価が行われ、経済産業省において安全性が確認されれば例示基準の制定及び省令の改正を1年以内に行う。 2. UN-ECE基準67号適合の燃料容器・付属品の国内検査の省略 1. の措置が講じられた後、登録を受けて外国において本邦に輸出される容器の製造の事業を行う者（外国登録容器製造業者）が製造した容器であって、刻印等がなされているものについては、容器検査は不要となる。	（3. については、高圧ガス保安法上の規制に関する事項ではないため、回答する立場にない）	①条約締結されている基準の整合化を要望しているものであり、国または国が依頼した事業者等が実験データを取得し、UN-ECE基準67号を例示基準案として第3者機関が安全性の検証、評価を行うことによって例示基準の制定及び省令の改正を1年以内に行うべきであることを求めているものであり、それについて検討され、を示されたい。 ②自動車用ガス容器における検査認証機関を高圧ガス保安協会にするしないことに関し、高圧ガス保安法上の規制に関する事項でないとは回答されているが、その場合、自動車用の燃料容器、附属品に関しては、高圧ガス保安法の対象外として規定することが要望内容であり、それについての見解を示されたい。	b	III	①高圧ガス保安法は、事業者の自主的な保安確保の活動を促進することを目的としていること、また、容器検査の検査基準を変更するための検討に必要な安全性の実験データについては、研究開発等を行うことにより新技術を開発した事業者が所有していることから、検討のために必要となる実験データは基本的には事業者側から提示されるものと認識している。当省としてはデータが提出されればこれらの評価・検討を行うこととしている。 ②自動車用の燃料容器、附属品に関して高圧ガス保安法上の容器検査、附属品検査の対象外とすることについては、前回の回答で示したが、外国登録容器製造業者、外国登録附属品製造業者の制度を活用すれば我が国における容器検査、附属品検査が不要となるところ、同制度を活用されたい。この制度を用いないで容器検査、附属品検査の対象外とすることについては、公共の安全を確保するため個々の容器、附属品が我が国の技術的な基準に適合しているか否かを調べる必要があるため、認められない。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 特記事項)
z1100023	経済産業省	新エネ量測定設備の選択制導入	5043	50430005	11	日本製紙連合会	5	新エネ量測定設備の選択制導入	経済産業省令に沿う設備だけではなく、測定設備製造元の試験結果を使用させて欲しい。		「新エネルギー等発電設備認定」において、電力測定設備は経済産業省令で定める「新エネルギー等電気の供給量を的確に計測できる構造であること」とされており、既存の設備を利用する場合は省令に沿うべく処置せねばならず、その費用が数百万円、更に数ヶ月の日数を要する。新エネルギーについては、入熱（燃料）の発熱量、成分測定値のばらつきが大きいため、出熱（発電量）測定精度を上げても意味が無い。測定設備製造元の試験結果を使用させて欲しい。	
z1100024	経済産業省、国土交通省	LPガス自動車における燃料容器・附属品のUN-ECE自動車基準67号との整合化・相互認証化	5058	50580001	11	コープ低公害車開発 株式会社	1	LPガス自動車における燃料容器・附属品のUN-ECE自動車基準67号との整合化・相互認証化	1. LPガス自動車の燃料容器・附属品のUN－ECE基準67号（LPG車の構造）への整合 2. UN-ECE基準67号適合の燃料容器・附属品の国内検査の省略 3. 日本におけるUN-ECE基準67号の検査認証機関を高圧ガス保安協会を指定 ・・・・・・・・・・現在の法体系では国際基準として国連欧州経済委員会自動車部会（1958年協定）と整合せず、日本へこうした部品や、それらを組み込んだ完成自動車の輸入は事実上不可能である。世界中でこの基準を満たした製品の輸入や走行は、大半の国で相互認証又はみなし認証されているが、日本だけは、いずれも認められていない。このため、ユーザーは選択する権利を失うと共に、日本からのLPガス自動車輸出も困難となり、国際競争力の低下も懸念される。本要望は燃料容器・附属品について、UN-ECE自動車基準との整合を要望し、法令の改正を求めるものである。	・UN-ECE基準67号に適合した部品を使用したLPガス自動車の販売、改造 ・UN-ECE基準67号に整合した部品を使用した海外LPガス自動車の国内販売 ・海外向けにUN-ECE基準67号に適合したLPガス自動車の輸出 市場規模 約40億円規模	現状のLPガス自動車では「燃料タンク・バルブ等」と「自動車本体」が、それぞれ高圧ガス保安法と道路運送車両の保安基準の2つで規制されている。ところが、高圧ガス保安法では、自動車の国際基準として日本も批准しているUN-ECE基準67号の適合品は、部品単体、車両組み込みの完成車状態でも、国内で再度検査を求められ、事実上輸入が不可能になっている。また、日本で容器検査のために車両からおろすと、国土交通省の型式認定制度を取得できない。世界各国で「自動車分野の国際基準」としてECE基準又はグローバル協定として相互認証又は認証品の受入（国内検査の省略）が行われており、約830万台のLPガス自動車が行われている。高圧ガス保安法において「UN-ECE基準67号との整合」が行われ、国際基準と整合化が行われる事で、海外で大規模流通している（約830万台）部品を使用することでLPガス自動車のコストダウンによる消費者メリット、国内自動車メーカーのLPガス自動車の輸出可能性が出てくる。また、現状日本の部品メーカーは、UN-ECE基準67号認証を受ける為に欧州まで行き認証を受けているが、この部品は日本国内で使用できないという矛盾を抱えており、経済的な損失は極めて大きく、日本においても燃料容器・附属品部分については、現状の高圧ガス保安協会等を認証機関とすることで国外における競争力強化となるため整合性を求めるものである。尚、本件に関して平成11年に当社からも内閣府OTO室を通じて要望をしたが、状況は変化していない。	参考資料 ・平成11年日通産省規制緩和要望事項 ・平成11年旧経済企画庁（現内閣府）OTO申し立て内容 ・駐日欧州委員会代表部 ・UN-ECE基準とは

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100026	厚生労働省、 経済産業省、 環境省	化審法において全ての構成モノマーが登録されているポリマーは登録免除とする改正	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（平成16年3月25日 薬食発第0325001号、平成16・03・19第3号 環保企発第040325001）	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」においては、有害な化学物質が環境を経由して人の健康又は動植物の生息・生育に与える影響を未然に防止することを目的に、新規化学物質（高分子化合物を含む）を製造又は輸入しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に必要事項を届け出ることとされている。	c		化学物質の構成モノマーが全て既存化学物質や届出済みの新規化学物質であっても、合成された化学物質は構成モノマーとは別の物質として有害な性質を有する可能性があることから、化審法の目的に照らして、組成が異なるポリマーはそれぞれ新規化学物質としての届出と審査を行うことが必要である。なお、各国の化学物質規制法における新規化学物質（高分子化合物を含む）の取扱いについて、OECD等の場においてその整合化に係る議論が行われており、そこで結論が得られた場合にはそれらを踏まえて再検討することが適当であり、現時点で規制緩和を講じることは時期尚早であると考える。		回答では、OECDにおいて新規化学物質の取扱に関する整合化の議論が行われているとのことだが、その議論の①どのような化学物質の取扱なのか、また、要望にある登録モノマーからなるポリマーの登録免除については議論されているのか②議論の進捗状況 ③結論が得られるのはいつ頃か について示されたい。	c		①OECDの新規化学物質プログラムの活動の一環として、各国の化学物質審査制度において届出が不要な物質や簡易な届出のみで登録可能な物質を整合化するための検討が進められている。ポリマーについても検討対象とされている。 ②OECD新規化学物質タスクフォースにおいて数度にわたり検討が進められているところ。③最終的な結論が得られる時期は、OECDにおいて明確にされていないため、現段階では不明である。
z1100027	厚生労働省、 経済産業省、 環境省	化学物質の試験方法の国際統一と試験結果の相互認証の促進	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」においては、新規化学物質を製造又は輸入する場合にはあらかじめ届け出て判定結果を受けることが必要であり、判定において用いられる試験方法及び試験を実施する施設に関する優良試験所基準（GLP）が定められている。試験方法についてはOECDテストガイドラインに、GLPについてはOECD-GLP原則に準拠している。	e		化審法に関連する試験方法、GLPは左記のとおり国際的に調和している。また、これらの試験データの相互受け入れについては、OECDの「化学物質の評価におけるデータ相互受け入れに関する理事会決定」において、OECDテストガイドライン及びOECD優良試験所基準（GLP）に基づいてある加盟国（本プログラムに参加する非加盟国を含む。以下同じ。）で得られた試験データは、他の加盟国の評価においても受け入れられると規定されており、既に対応されているものである。従って、当該事項は事実認識である。		回答では、試験データが受け入れられるとされているが、例えば、毒性試験においては、化審法では純度が95%未満のものは100%に換算して試験することに対し、OECDでは製品のあるがままの純度にて試験を行っている。すなわち、試験方法において明らかに違いが存在しているが、それに対してどのような見解かを示されたい。	c		化審法で定めている試験方法及びOECDテストガイドラインのいずれにおいても、被験物質の純度に関する規定はなく、例えば化審法では、純度が95%未満の製品によって実施された試験結果についても、現状において受け入れている。ただし、純度が低いために届出の対象である化学物質について十分に高濃度まで試験が実施されていない試験結果など、化審法の審査における科学的な評価が行えないものについては受け入れていない。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1100026	厚生労働省、 経済産業省、 環境省	化審法において全ての構成モノ マーが登録されているポリマーは 登録免除とする改正	5062	50620001	11	化成品工業協会	1	化審法において全ての構成モノマーが 登録されているポリマーは登録免除とす る改正	化審法におけるポリマーの取扱いにつ いては、一般の化学物質と同様にポリ マーごとに登録することになっています が、欧州（EINECS）や米国（TSCA）の制 度と同様に、当該ポリマーの構成モノ マーが既に登録されていれば、新たな登 録が必要でなくなるように改正していた きたい		ポリマーは単一モノマーから成るものと 複数のモノマーの組み合わせで構成さ れているものがあり、種類は後者が圧 倒的に多数である。したがって、化審法 では若干の組成の違いでも別のポリ マーとして登録する必要があり、類似ポ リマーの登録数が不必要に多くなって、 事業者のみならず規制側である国にも 過大な負担をかけている。化審法が欧 米制度のように改正されれば、この負担 が大幅に軽減される。	
z1100027	厚生労働省、 経済産業省、 環境省	化学物質の 試験方法の国際統一と試験結果の 相互認証の促進	5062	50620002	11	化成品工業協会	2	化学物質の 試験方法の国際統一と試験結果の相互 認証の促進	化審法に関連して、 化学物質の試験項目・試験方法の国際 的な共通化および 試験結果の世界的な 相互認証を促進していただきたい		産業のグローバル化 に伴って、1つの新規化学物質を上市す る国数が増加し、それにかかる費用と時 間も非常に増大しています。 試験項目と規制にかかる判定基準は各 国の国情によって設定されるべき部分 が多いと考えられるが、試験方法と試験 結果（データ）は国際的に共通化・相互 認証 できる項目であり、産業のグローバル化 に対応して促進されるべきである	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100033	経済産業省	溶接用ケーブルの電気用品指定からの除外【新規】	電気用品安全法 施行令第1条 別表第2、1㉔	溶接用ケーブルを含む、電気用品安全法で定める電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業大臣に事業の届出を行わなければならない、また、これら製造又は輸入に係る電気用品について技術基準への適合義務を負う。	b	II	公聴会（平成16年度中に実施予定）等、しかるべき手続きを踏み、溶接用ケーブルを電気用品の指定から除外することについて、検討を実施する。		回答では、公聴会（平成16年度中に実施予定）等しかるべき手続きを踏み、溶接用ケーブルを電気用品の指定から除外することについて検討を実施するとのことであるが、事業者のニーズが高いこと等を踏まえ、当該除外を平成17年度中に実施することにつき改めて検討いただきたい。	b	II	経済産業省としては、平成17年度中には、溶接用ケーブルを電気用品の指定から除外する予定である。ただし、電気用品安全法第49条にて、電気用品の指定の変更を行う場合には、公聴会の開催が義務付けられていることから、公聴会（平成16年度中に実施予定）にて寄せられる一般からの意見も踏まえ、検討を進めていくことが必要である。
z1100006	農林水産省、経済産業省	会員・組合員等の共済利用要件の厳格化	中小企業等協同組合法第9条の2第3項	組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、1事業年度における組合員以外の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の20を超えてはならない。組合が組合員ために行う福利厚生事業のうち共済事業についても員外利用が許容されている。また、中小企業等協同組合法に「准組合員」制度に係る規定は存在しない。	① c ② a ③ e ④ e	IV	組合は、その組合員に直接の奉仕をすることを目的として共同事業を行う事業体であるから、その利用者は本来組合員に限られるべきである。しかしながら、組合員の利用に支障がない場合に限り、員外利用を認めることで、恒常的な事業量を確保することができ、むしろ組合の事業経営が円滑になる場合があることなどから員外利用を禁止することは困難である。 員外利用の管理の厳格化、組合員資格の定期的な確認による適切な管理に関する通知を組合に対し本年度中に発出し、指導監督を図る。		共済において、員外利用や純組合員制度自体を認める合理的な理由がないことから、これらの制度を廃止することを第一に要望するものである。この点に関して貴省の見解を示されたい。	① c ② a ③ e ④ e	IV	中小企業等協同組合に規定されている共同事業のうち、共済事業を行う事業協同組合は、その組合員に直接の奉仕をすることを目的として共済事業を行う事業体であるから、その利用者は本来組合員に限られるべきであるものの、組合員の利用に支障がない場合に限り、員外利用を認めることで、恒常的な事業量を確保することができ、むしろ組合の事業経営が円滑になる場合があり、組合員の福利厚生向上に資することなどから員外利用を一定分認めている。よって、共済事業を行う事業協同組合に限ったとしても員外利用を廃止することは困難である。 なお、員外利用の管理の厳格化、組合員資格の定期的な確認による適切な管理に関する通知を組合に対し本年度中に発出し、指導監督を図る。 また、中小企業等協同組合法に「准組合員」制度に係る規定は存在しない。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1100033	経済産業省	溶接用ケーブルの電気用品指定からの除外【新規】	5078	50780057	11	(社)日本経済団体連合会	57	溶接用ケーブルの電気用品指定からの除外【新規】	溶接用ケーブルを電気用品の指定から除外すべきである。		溶接用ケーブルは、電気用品安全法の規制対象であるアーク溶接機の部分品として使用されているので、その安全性はアーク溶接機の基準適合義務を持って担保されている。よって、溶接用ケーブル自体を指定から除外しても安全性は確保される。 指定から除外することにより、製品開発の自由度が高まり、例えば環境配慮型製品等の市場への提供が可能となる。	電気用品安全法施行令により、導体の公称断面積が100平方ミリメートル以下の溶接用ケーブルは、電気用品に指定され、規制対象となっている。
z1100006	農林水産省、経済産業省	会員・組員等の共済利用要件の厳格化	5034	50340019	11	(社) 日本損害保険協会	19	会員・組員等の共済利用要件の厳格化	各種法令で認められている共済事業について、会員となる資格要件等を引き上げるなど、共済としての特定性に基づき対象範囲を限定して頂きたい。具体的には①員外利用の禁止 ②員外利用を直ちに廃止できない場合は員外利用比率管理に係る監督を強化 ③「准組員」制度の廃止、④「准組員」制度が廃止できない場合は、「准組員」の基準厳格化 ⑤検査の一元化を求める。	認可共済と民間保険会社の保険との間で、それぞれに適用される規制を特性に応じたものに揃える効果があるとともに、無認可共済への牽制効果が期待できる。	特定の集団を対象にする共済事業においては、その特定性が明確でなければならぬことはもとより、員外利用や「准組員」制度を認める合理的な理由はなく、禁止（または段階的に縮小）すべき。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z110007	金融庁、農林水産 省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規 制の撤廃	商品投資に係る事 業の規制に関する 法律第2条 商品投資販売業 者の業務の運営 に関する基本事項 について	基本通達により、商品投資以外 の投資として金融商品を組み入れ る場合の組み入れ割合を定めてい る。	b	IV	商品投資に係る事業の規制に関す る法律第2条第1項に規定する商 品投資により運用する金額の合計 が、運用財産の総額の2分の1を 超える場合における金融商品の組 み入れ比率制限を撤廃するととも に、顧客へのディスクロージャーを 拡充するための関連規定を整備す ることについて、総合規制改革会 議の指摘を踏まえて行う投資者保 護法制のあり方についての検討の 動向を踏まえつつ、結論を得る。		検討の方向性や措置内容、時期、 その時期となる理由について、より 具体的に見解を示されたい。	b	IV	検討の方向性としては、商品投資 に係る事業の規制に関する法律第 2条第1項に規定する商品投資によ り運用する金額の合計が、運用財 産の総額の2分の1を超える場合 における金融商品の組み入れ比率 制限を撤廃するとともに、他の金融 商品（投資等）のディスクロージャ ーとの整合性を図りつつ、商品ファン ドのディスクロージャーを拡充するた めの関連規定を整備することにつ いて、総合規制改革会議の指摘を 踏まえて行う投資者保護法制のあ り方についての検討の動向を踏ま えつつ、結論を得ていくこととなる。
z110007	金融庁、農林水産 省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規 制の撤廃	商品投資に係る事 業の規制に関する 法律第2条 商品投資販売業 者の業務の運営 に関する基本事項 について	基本通達により、商品投資以外 の投資として金融商品を組み入れ る場合の組み入れ割合を定めてい る。	c	－	国内と海外の商品投資顧問業者を 区別し、海外の商品投資顧問業者 が運用を行うファンドに限定して組 み入れ比率制限を撤廃する合理的 な理由はないことから、措置は困難 である。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1100007	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5038	50380001	11	社団法人日本商品投資販売業協会	1	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が、運用財産の総額の1/2超となる場合において金融商品を投資対象として組み入れることが可能となっているが、この商品ファンドの従たる部分である「商品投資以外の投資」に関する運用規制の撤廃を要望する。	投資対象をより自由にそして機動的に選択できるようになり、相関性の低いものを組み合わせることにより、商品ファンドの安定運用の道が開かれ、投資家の期待する収益の安定性に寄与することにつながることになる。	本件は、「規制改革推進3ヵ年計画等のフォローアップ結果」（平成15年5月内閣府公表）において、「平成15年度早期に措置する」旨を踏まえて、速やかな対応を要望する。	
z1100037	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5039	50390054	41	社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	海外のCTAが運用対象とする証券先物取引及び金融先物取引については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	海外におけるManaged Futures、いわゆる商品ファンドの投資対象には海外の先物市場に上場されている金融先物取引、証券先物取引等の品目が含まれている場合が多い。海外のCTAが運用を行う際に商品先物・金融先物・証券先物の資産配分をrisk/return以外の観点から行うことは稀であり、組入比率制限の撤廃により、運用対象にこだわらずに優秀なCTAを選択できる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100038	金融庁、農林水産 省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規 制の撤廃	商品投資に係る事 業の規制に関する 法律第2条 商品投資販売業 者の業務の運営 に関する基本事項 について	基本通達により、商品投資以外 の投資として金融商品を組み入れ る場合の組み入れ割合を定めてい る。	c	—	商品ファンドは、投資家から出資さ れた財産を主として商品投資で運 用することで得られた成果を配分す る一種の金融商品であり、商品投 資以外の投資対象として有価証 券、金融先物等を組み入れる場合 にはその組み入れ割合の上限（原 則として50%未満、（証券先物及 び金融先物は33%未満））を定め ているもの。 このような趣旨に照らせば、商品投 資以外の投資対象である金融商品 の組入比率制限から、確定運用を 目的とする金融商品を限定して除 外することは、主として商品に投資 しないファンドであっても商品ファン ド法により規制することとなり得るた め、措置は困難である。		要望趣旨に則り、確定運用を目的 とする金融商品を組入れ比率制限 の対象外とした場合、業者・投資家 等の利害関係者に対してどのよう な課題が生じるのかといった点を 含め、再度検討の上、見解を示さ れたい。	c	—	商品投資により運用する金額の合 計が、運用財産の総額の2分の1 に達しないファンドは、原則として、 商品投資に係る事業の規制に関す る法律（商品ファンド法）の規制対 象にはならず、例えば、信託型であ れば、投信法の規制対象になり得 るものである。従って、確定運用を 目的とする金融商品を組入れ比率 制限の対象外とした場合、このよう な商品投資の割合の低いファンド まで商品ファンド法で規制すること となり、適当でないものとする。
z1100037	金融庁、農林水産 省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規 制の撤廃	商品投資に係る事 業の規制に関する 法律第2条 商品投資販売業 者の業務の運営 に関する基本事項 について	基本通達により、商品投資以外 の投資として金融商品を組み入れ る場合の組み入れ割合を定めてい る。	c	—	国内と海外の商品投資顧問業者を 区別し、海外の商品投資顧問業者 が運用を行うファンドに限定して組 み入れ比率制限を撤廃する合理的 な理由はないことから、措置は困難 である。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 特記事項)
z1100038	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5039	50390054	51	社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	組入比率制限される金融商品のうち、確定運用を目的とする金融商品（特に預金）については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	普通預金、当座預金に一時的に資金をリザーブすることは当然起こりえることであり、預金が特例法における特定資産となったことに伴い、預金にたいする組入れ比率を規制するのは合理性のない規制である。一時的に資金をリザーブする際に、預金を選択せずに、商品投資販売業者の金庫に保管することを推奨することとなる。	
z1100037	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5040	50400024	41	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	海外のCTAが運用対象とする証券先物取引及び金融先物取引については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	海外におけるManaged Futures、いわゆる商品ファンドの投資対象には海外の先物市場に上場されている金融先物取引、証券先物取引等の品目が含まれている場合が多い。海外のCTAが運用を行う際に商品先物・金融先物・証券先物の資産配分をrisk/return以外の観点から行うことは稀であり、組入比率制限の撤廃により、運用対象にこだわらずに優秀なCTAを選択できる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100038	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条 商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について	基本通達により、商品投資以外の投資として金融商品を組み入れる場合の組み入れ割合を定めている。	c	—	商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することで得られた成果を配分する一種の金融商品であり、商品投資以外の投資対象として有価証券、金融先物等を組み入れる場合にはその組み入れ割合の上限（原則として50%未満、（証券先物及び金融先物は33%未満））を定めているもの。 このような趣旨に照らせば、商品投資以外の投資対象である金融商品の組み比率制限から、確定運用を目的とする金融商品を限定して除外することは、主として商品に投資しないファンドであっても商品ファンド法により規制することとなり得るため、措置は困難である。		要望趣旨に則り、確定運用を目的とする金融商品を組み入れ比率制限の対象外とした場合、業者・投資家等の利害関係者に対してどのような課題が生じるのかといった点を含め、再度検討の上、見解を示されたい。	c	—	商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の2分の1に達しないファンドは、原則として、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品ファンド法）の規制対象にはならず、例えば、信託型であれば、投信法の規制対象になり得るものである。従って、確定運用を目的とする金融商品を組み入れ比率制限の対象外とした場合、このような商品投資の割合の低いファンドまで商品ファンド法で規制することとなり、適当でないものとする。
z1100008	金融庁、農林水産省、経済産業省	クーリング・オフ制度の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約を締結した顧客は契約成立時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	c	—	商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認をしようとする時間的余裕を与えることとするためである。 このため、商品ファンドの多くが一般の投資家に広く販売されている現状において、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。 なお、金融商品販売法に規定する事業者の事前説明義務事項には、クーリングオフに関する事項も含まれており、同法の施行がクーリングオフ制度を撤廃する合理的理由とはならない。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1100038	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5040	50400024	51	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	組入比率制限される金融商品のうち、確定運用を目的とする金融商品（特に預金）については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	普通預金、当座預金に一時的に資金をリザーブすることは当然起こりえることであり、預金が現預法における特定資産となったことに伴い、預金にたいする組入れ比率を規制するのは合理性のない規制である。一時的に資金をリザーブする際に、預金を選択せずに、商品投資販売業者の金庫に保管することを推奨することとなる。	
z1100008	金融庁、農林水産省、経済産業省	クーリング・オフ制度の撤廃	5038	50380003	11	社団法人日本商品投資販売協会	3	クーリング・オフの撤廃	「商品投資に係る事業の規制に関する法律」第19条（書面による解除）は、いわゆるクーリング・オフの規定であるが、撤廃を要望する。	商品ファンドは、多くの投資家による資金を集めて運用にまわされるものであるが、契約が終了しても解除期間が設けられているため、運用に向けて資金投下が出来ないことによる投資機会の逸失が発生する可能性がある。ひいては、これは他の投資家の利益をそぐ要因にも繋がりがかねない。	このクーリング・オフ規定は、金融商品販売法が制定される以前は、業者と投資家との間における情報量の格差等による実質的不平等性を補完する主旨背景があったと解釈されるが、金融商品販売法が制定されたことにより、同法第3条の説明義務の履行により、また第4条損害賠償責任に服することにより実質的不平等性を補完し、更に投資家に求められている自己責任原則の精神をもって、両者間の法的安定性が図られているものとする。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100008	金融庁、農林水産 省、経済産業省	クーリング・オフ制度の撤廃	商品投資に係る事 業の規制に関する 法律第19条	商品投資販売者と商品投資契約 を締結した顧客は契約成立時交付 書面を受領した日から起算して10 日を経過するまでの間、書面により その契約の解除を行うことができ る。	C	—	商品投資契約においてクーリング オフ規定を設けているのは、商品 投資の仕組みが複雑であるため一 般の投資者がそれを十分に理解し ないまま契約を締結したり、販売業 者の勧誘によって冷静な判断をし ないまま契約締結に至る事態が想 定されることから、投資家に対して 契約締結後一定期間は意志決定 の再確認をしうる時間的余裕を与 えることとするためである。 このため、商品ファンドの多くが一 般の投資家に広く販売されている 現状において、法目的である投資 家保護の観点から、クーリングオフ 規定を撤廃することは困難である。 なお、金融商品販売法に規定する 事業者の事前説明義務事項には、 クーリングオフに関する事項も含ま れており、同法の施行がクーリング オフ制度を撤廃する合理的理由と はならない。					
z1100008	金融庁、農林水産 省、経済産業省	クーリング・オフ制度の撤廃	商品投資に係る事 業の規制に関する 法律第19条	商品投資販売者と商品投資契約 を締結した顧客は契約成立時交付 書面を受領した日から起算して10 日を経過するまでの間、書面により その契約の解除を行うことができ る。	C	—	商品投資契約においてクーリング オフ規定を設けているのは、商品 投資の仕組みが複雑であるため一 般の投資者がそれを十分に理解し ないまま契約を締結したり、販売業 者の勧誘によって冷静な判断をし ないまま契約締結に至る事態が想 定されることから、投資家に対して 契約締結後一定期間は意志決定 の再確認をしうる時間的余裕を与 えることとするためである。 このため、商品ファンドの多くが一 般の投資家に広く販売されている 現状において、法目的である投資 家保護の観点から、クーリングオフ 規定を撤廃することは困難である。 なお、金融商品販売法に規定する 事業者の事前説明義務事項には、 クーリングオフに関する事項も含ま れており、同法の施行がクーリング オフ制度を撤廃する合理的理由と はならない。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1100008	金融庁、農林水 産省、経済産業 省	クーリング・オフ制度の撤廃	5039	50390054	31	社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	クーリングオフの義務撤廃大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するなら、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。	
z1100008	金融庁、農林水 産省、経済産業 省	クーリング・オフ制度の撤廃	5040	50400024	31	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	クーリングオフの義務撤廃大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するなら、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100009	農林水産省、経済 産業省	商品投資顧問業者の資本金要件の軽減	商品投資に係る事業の規制に関する法律第32条第2項第1号 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第11条	商品投資顧問業の許可の基準のひとつに、資本金が1億円以上との規定がある。	b	II	商品投資顧問業者の最低資本金は、許可会社の継続性、安定性及び不適切な業者の参入防止の観点から算出し、1億円としているが、証券投資顧問業（一任業務）の最低資本金が1億円から5000万円に軽減されたことを踏まえ、商品投資顧問業者についても資本金を軽減することが、投資家保護の観点から問題がないか考慮しつつ、見直しの必要性について検討する。		検討の方向性や実施時期、その時期となる理由を含め、再度前向きに検討の上、より具体的に見解を示されたい。	b	II	商品投資顧問業者の最低資本金を見直す必要性についての検討に当たっては、資本金要件に限定することなく、類似の制度である証券投資顧問業法と比較し、投資家保護の観点から問題がないか判断するとともに、事業者のニーズに合致する制度を構築する必要があると考えている。
z1100010	金融庁、経済産業 省	有限責任組合制度の整備／取得財産の限定の廃止	投資事業有限責任組合契約に関する法律	左記法律については、第159回通常国会において、改正法案を提出。平成16年4月14日に可決・成立し、同月30日に施行済み。	c		本法の目的である「事業者への円滑な資金供給」という観点から、第159回通常国会において、中小企業要件や未公開企業要件を撤廃するとともに、社債・金銭債権の取得、金銭の貸付けなどファンドの機能を追加する改正がなされたところ。本件については、他の法律などとも比較検討を行った結果、本法の目的にかんがみ、投資事業有限責任組合法の改正によっては対応できないという結論を得た。		要望者は「投資ビークルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けない、純粋なビークル法制とするべき」と主張しており、たとえば、本組合が不動産を取得できないことから、事業者の保有する不動産の流動化に本組合を活用することができないという不都合があることである。本法の目的が「事業者への円滑な資金供給」であることに鑑み、更なる対象範囲の拡大の可否について改めて検討のうえ、回答されたい。	c		本法の目的である「事業者への円滑な資金供給」を行うために必要な投資対象については、先の改正で手当てしている。また、事業者の保有する不動産の流動化については、信託の受益権の取得及び保有によって投資事業有限責任組合においても対応可能である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1100009	農林水産省、経済産業省	商品投資顧問業者の資本金要件の軽減	5038	50380004	11	社団法人日本商品投資販売業協会	4	商品投資顧問業者の資本金要件の軽減	商品投資顧問業者の許可にあたる資本金要件の軽減を要望する。	国内における商品投資顧問業者の参入が進み、商品ファンドの運用委託先が増えることによって、商品設計上の幅が広がる。併せて、投資家に運用商品の幅広い選択肢を提供できることになる。	欧米では、CTAは登録制で、自己運用で好結果を残した投資家が、他人の資産も運用するといった形で多くのCTAが参画している。これに対して国内の商品投資顧問業者は株式会社でかつ資本金が一億円以上の要件が付されている。今後の商品ファンドの発展を考えると、CTAの育成は必要不可欠であり、顧問業者の資本金要件の緩和を要望する。運用に携わる顧問業者は優勝劣敗という「結果の不等」の世界であることはいうまでもないものの、「機会の平等」の観点より、認可証券投資顧問業者の最低資本金（5000万円）並を要望する。	
z1100010	金融庁、経済産業省	有限責任組合制度の整備／取得財産の限定の廃止	5039	50390011	11	社団法人 リース事業協会	11	有限責任組合制度の整備／取得財産の限定の廃止	「中小企業等投資事業有限責任組合法」の改正により、投資対象範囲の中小企業・未公開企業要件が撤廃され、株式等に加え「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」が認められた。しかし、投資ピークルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けない、純粋なピークル法制とするべき。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く、税制上も優遇性が確保できるピークルとして資産流動化法上の特定目的会社（以下TMK）の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。（特定持分信託の制度は、左記の理由からリーガル的には若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要があるなど使い勝手が悪くなってしまっている。）	上記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定持分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく、低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。昨年、同要望に対して経済産業省から「より一般的な投資ファンド法制を整備するため、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）を改正し、投資事業範囲の制限を撤廃することについて、早期に検討し、結論を得る。」との回答があり、法務省及び金融庁から、「出資者の有限責任が確保されつつ内部関係における柔軟なガバナンスが認められるというような特徴を有する新たな事業組織形態として、投資者保護ルールの整備と併せ、私法上の日本版LLC制度の創設を図ることについて検討し、結論を得る。合理的かつ健全な私法上の事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を行うとともに、併せて税法上の取扱いも検討する。」と回答があった。早急な見直しを期待する。	<※1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性（個人かプロか）の観点も必要と思われる。<※2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するのかわかりとせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。<※3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などどう解釈されるのか。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100017	法務省、経済産業省	有限責任組合制度の整備／取得財産の限定の廃止	投資事業有限責任組合契約に関する法律	左記法律については、第159回通常国会において、改正法案を提出。平成16年4月14日に可決・成立し、同月30日に施行済み。	c		本法の目的である「事業者への円滑な資金供給」という観点から、第159回通常国会において、中小企業要件や未公開企業要件を撤廃するとともに、社債・金銭債権の取得、金銭の貸付けなどファンドの機能を追加する改正がなされたところ。本件については、他の法律などとも比較検討を行った結果、本法の目的にかんがみ、投資事業有限責任組合法の改正によっては対応できないという結論を得た。		要望者は「投資ビークルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けない、純粋なビークル法制とすべき」と主張しており、たとえば、本組合が不動産を取得できないことから、事業者の保有する不動産の流動化に本組合を活用することができないという不都合があることである。本法の目的が「事業者への円滑な資金供給」であることに鑑み、更なる対象範囲の拡大の可否について改めて検討のうえ、回答されたい。	c		本法の目的である「事業者への円滑な資金供給」を行うために必要な投資対象については、先の改正で手当てしている。また、事業者の保有する不動産の流動化については、信託の受益権の取得及び保有によって投資事業有限責任組合においても対応可能である。
z1100011	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除		平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。 平成16年7月より本省において、利用目的を限定せず、譲渡対象者を拡大する形で部分解除を実施。	b	IV	本省においては対応済み。今後も各案件ごとに検討。外局については、可能な限り早期に実施するべく検討中。		①要望者から下記のとおり意見が提出されていることを踏まえ、譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者（特別目的会社、特定債権等譲受業者等を含む）の更なる拡大の可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。 ② ①の検討を踏まえ、平成17年度までに措置することの可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。 (要望者再意見) 「資産流動化のため、早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特別目的会社、特定債権等譲受業者等）を望む（なお、経済産業省においては本年7月から譲渡対象者の拡大が行われている）。また、各省庁によって対応が異なっており（措置済み、検討中、対応可、対応不可）、前述の要望が実現される形での統一的な対応が望まれる。なお、一部の省庁の回答では「売掛債権担保融資制度」を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を行ったことをもって、本要望に対する回答を「現行法制で対応可」等との回答があるが、前述の要望趣旨を踏まえ、再度の回答が望まれる。」	d	IV	本省においては、特定目的会社や特定債権等譲受業者等についても譲渡対象者とするにより部分解除を実施しており、対応済み。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1100017	法務省、経済産業省	有限責任組合制度の整備／取得財産の限定の廃止	5040	50400010	11	オリックス	10	有限責任組合制度の整備／取得財産の限定の廃止	「中小企業等投資事業有限責任組合法」の改正により、投資対象範囲の中小企業・未公開企業要件が撤廃され、株式等に加え「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」が認められた。しかし、投資ピークルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けない、純粋なピークル法制とするべき。	有限責任組合により、不動産、動産を取得する。	・責任の有限性を担保するための制度の整備の必要性は、投資対象の相違によって異なるものではなく、ピークル法制で投資対象を制限すべき理由はない。(米国にはこのような制限はないことも考慮すべきである。) ・投資は、いろいろな規模、対象物等があつて、投資の組成はそれに見合った法的構成を選択できることが望ましい。合資会社を利用すべしというのはニーズに合わない。 ・経済活性化のためにリスクマネーを投資に向かって動きやすくすることが重要である。投資スキームのためのピークル法制を整備し、法的な安定を与えることが重要であり、リミテッド・パートナーシップ法の整備を要望する。	
z1100011	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省などの一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100012	経済産業省	信用保証協会保証付債権の譲渡対象 先の拡大	中小企業信用保 険法第3条第5項 中小企業信用保 険法施行令第1条 の3	保証付債権の譲渡対象先は銀行 等の金融機関などに限定されてい る。	b	I, II	金融機関の不良債権の円滑な処 理や債務者の再生については、今 後とも促進を図っていく必要があ る。一方で、保証付債権の譲渡対 象先を広げることが、中小企業者 をはじめとした関係者にどのような影 響を及ぼすのかについては、慎重 に見極める必要がある。今後、関係 機関との協議等を通じて、適切な 制度のあり方を検討してまいりた い。		貴省の回答では、「今後、関係機関 との協議等を通じて、適切な制度 のあり方を検討したい」とのこと であるが、現在の検討状況若しくは 今後の検討予定（検討時期等）につ いて具体的に示されたい。	b	I, II	当該問題提起を含む信用補完制度 のあり方全体につき、内部におい て現在検討を進めているところであ る。
z1100019	経済産業省	信用保証協会保証付債権の譲渡対象 先の拡大	中小企業信用保 険法第3条第5項 中小企業信用保 険法施行令第1条 の3	保証付債権の譲渡対象先は銀行 等の金融機関などに限定されてい る。	b	I, II	金融機関の不良債権の円滑な処 理や債務者の再生については、今 後とも促進を図っていく必要があ る。一方で、保証付債権の譲渡対 象先を広げることが、中小企業者 をはじめとした関係者にどのような影 響を及ぼすのかについては、慎重 に見極める必要がある。今後、関係 機関との協議等を通じて、適切な 制度のあり方を検討してまいりた い。		貴省の回答では、「今後、関係機関 との協議等を通じて、適切な制度 のあり方を検討したい」とのこと であるが、現在の検討状況若しくは 今後の検討予定（検討時期等）につ いて具体的に示されたい。	b	I, II	当該問題提起を含む信用補完制度 のあり方全体につき、内部におい て現在検討を進めているところであ る。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1100012	経済産業省	信用保証協会保証付債権の譲渡 対象先の拡大	5039	50390025	11	社団法人 リース事業協会	25	信用保証協会保証付債権の譲渡対象 先の拡大	中小企業保険法により信用保証協会保証付債権の譲渡の相手方としては銀行等の金融機関と整理回収機構・産業再生機構に限定されている。現在、金融庁策定のリレーションシップ・バウキングのアクションプログラム、金融再生プログラム等に基づき、各金融機関はデット型の再生ファンド、サービス会社などを活用し、債務者の再生を図ることを積極的に企図しているが、再生ファンド、サービス会社に保証付債権の売却ができないことが、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生にとって大きな阻害要因となっている。一方で、保証付債権が整理回収機構・産業再生機構に譲渡された債務者に対しては同じく中小企業保険法によりセーフティネット保証の拡充が図られており、官民格差が大きい。よって、法改正あるいは、一定の条件（ex.再生支援協議会が認定した再生計画案に基づく、債権譲渡であれば認める）を付したうえでの、信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大を強く要望するもの。	債務者の再生を前提とした信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大により、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生が加速化することが期待できる。	具体的要望内容と同様	
z1100019	経済産業省	信用保証協会保証付債権の譲渡 対象先の拡大	5040	50400018	11	オリックス	18	信用保証協会保証付債権の譲渡対象 先の拡大	中小企業保険法により信用保証協会保証付債権の譲渡の相手方としては銀行等の金融機関と整理回収機構・産業再生機構に限定されている。現在、金融庁策定のリレーションシップ・バウキングのアクションプログラム、金融再生プログラム等に基づき、各金融機関はデット型の再生ファンド、サービス会社などを活用し、債務者の再生を図ることを積極的に企図しているが、再生ファンド、サービス会社に保証付債権の売却ができないことが、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生にとって大きな阻害要因となっている。一方で、保証付債権が整理回収機構・産業再生機構に譲渡された債務者に対しては同じく中小企業保険法によりセーフティネット保証の拡充が図られており、官民格差が大きい。よって、法改正あるいは、一定の条件（ex.再生支援協議会が認定した再生計画案に基づく、債権譲渡であれば認める）を付したうえでの、信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大を強く要望するもの。	債務者の再生を前提とした信用保証協会保証付債権の譲渡対象先の拡大により、金融機関の不良債権の早期処理、債務者の再生が加速化することが期待できる。	具体的要望内容と同様	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100014	経済産業省	中小事業者に対する債務保証制度の見直し	中小企業信用保険法第3条第1項、 中小企業信用保険法施行令第1条の2	信用保証協会の保証は原則として全額保証となっている。 信用保証取扱機関の対象として、ファイナンス会社等は対象外としている。	b	I、II、IV	民間金融機関のモラルハザードを防止するための措置としては、部分保証の導入が考えられる。部分保証に関しては、中小企業への貸し渋りにつながる可能性があるとの声にも留意する必要がある一方で、金融機関との適切なリスク分担を図る観点からその推進が求められている。こうした認識のもと、売掛債権担保融資保証制度等、一部制度で部分保証を導入してきたところであり、今後、さらに検討を進めていくことが必要と考える。 また、現在信用補完制度の対象としていないファイナンス会社などは、中小企業の資金供給に一定の役割を果たしているものの、その実態は極めて多様であり、現行の対象金融機関については、旧債振替の防止等の実効性が確保されるかどうか等の懸念もあることなどから、我が国及び諸外国の実態や制度等も十分踏まえつつ、慎重に対応していくことが必要である。		回答では、部分保証の導入についてさらに検討を進めることが必要とされているが ①部分保証の導入を拡大するための具体的な対応策を検討され、示されたい。 ②上記①を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b	I、II、IV	現在、信用補完制度のあり方全体の検討の中で、部分保証の是非、導入するとすればその具体的な手法、導入時期についても検討しているところである。
z1100018	経済産業省	中小事業者に対する債務保証制度の見直し	中小企業信用保険法第3条第1項、 中小企業信用保険法施行令第1条の2	信用保証協会の保証は原則として全額保証となっている。 信用保証取扱機関の対象として、ファイナンス会社等は対象外としている。	b		民間金融機関のモラルハザードを防止するための措置としては、部分保証の導入が考えられる。部分保証に関しては、中小企業への貸し渋りにつながる可能性があるとの声にも留意する必要がある一方で、金融機関との適切なリスク分担を図る観点からその推進が求められている。こうした認識のもと、売掛債権担保融資保証制度等、一部制度で部分保証を導入してきたところであり、今後、さらに検討を進めていくことが必要と考える。 また、現在信用補完制度の対象としていないファイナンス会社などは、中小企業の資金供給に一定の役割を果たしているものの、その実態は極めて多様であり、現行の対象金融機関については、旧債振替の防止等の実効性が確保されるかどうか等の懸念もあることなどから、我が国及び諸外国の実態や制度等も十分踏まえつつ、慎重に対応していくことが必要である。		回答では、部分保証の導入についてさらに検討を進めることが必要とされているが ①部分保証の導入を拡大するための具体的な対応策を検討され、示されたい。 ②上記①を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b	I、II、IV	現在、信用補完制度のあり方全体の検討の中で、部分保証の是非、導入するとすればその具体的な手法、導入時期についても検討しているところである。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1100014	経済産業省	中小事業者に対する債務保証制度 の見直し	5039	50390033	11	社団法人 リース事業協会	33	中小事業者に対する債務保証制度の見 直し	中小事業者に対する債務保証制度を見 直すことを要望する。	中小事業者の資金調達の円滑化が期 待できる。	健全な経営を行う中小事業者や新規事 業者の資金調達の円滑化を図る施策は 必要であるが、公的機関の債務保証制 度については、民間金融機関のモラル ハザードを防止するための措置を講じる 必要がある。また、資金の供給者を特定 の金融機関に限定する現行の制度は、 金融サービスを提供する事業者のイ コールフットィングという観点から見直す べきである。	
z1100018	経済産業省	中小事業者に対する債務保証制度 の見直し	5040	50400017	11	オリックス	17	中小事業者に対する債務保証制度の見 直し	中小事業者に対する債務保証制度を見 直すことを要望する。	中小事業者の資金調達の円滑化が期 待できる。	健全な経営を行う中小事業者や新規事 業者の資金調達の円滑化を図る施策は 必要であるが、公的機関の債務保証制 度については、民間金融機関のモラル ハザードを防止するための措置を講じる 必要がある。また、資金の供給者を特定 の金融機関に限定する現行の制度は、 金融サービスを提供する事業者のイ コールフットィングという観点から見直す べきである。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100015	金融庁、農林水産 省、経済産業省	契約成立時交付書面の全面撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する 法律第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投資契約等を締結した際に契約内容を示した書面を交付することとなっている。	C	—	契約成立時交付書面（17条書面）とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。 また、契約成立前交付書面（16条書面）とは、投資家が商品投資契約を締結するか否かを判断する際の材料として、当該契約の内容（商品ファンドの概要）を記載した書面を事前に交付することにより、投資家の理解を促す趣旨から交付を求めているものである。 上記のとおり、これらは各々が違う役割を持っており、投資家と販売業者間の紛争を回避し、法目的である投資家保護を徹底していると考えている。 よって、契約成立時交付書面（17条書面）を撤廃することは、顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。 また、当該書面の記載内容については、昨年度における要望に基づき検討した結果、一部記載事項（「顧客の商号、名称又は氏名及び住所」）を緩和している。（商品投資販売業者の業務に関する命令の一部を改正する命令（平成16年3月31日施行））					
z1100015	金融庁、農林水産 省、経済産業省	契約成立時交付書面の全面撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する 法律第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投資契約等を締結した際に契約内容を示した書面を交付することとなっている。	C	—	契約成立時交付書面（17条書面）とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。 また、契約成立前交付書面（16条書面）とは、投資家が商品投資契約を締結するか否かを判断する際の材料として、当該契約の内容（商品ファンドの概要）を記載した書面を事前に交付することにより、投資家の理解を促す趣旨から交付を求めているものである。 上記のとおり、これらは各々が違う役割を持っており、投資家と販売業者間の紛争を回避し、法目的である投資家保護を徹底していると考えている。 よって、契約成立時交付書面（17条書面）を撤廃することは、顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。 また、当該書面の記載内容については、昨年度における要望に基づき検討した結果、一部記載事項（「顧客の商号、名称又は氏名及び住所」）を緩和している。（商品投資販売業者の業務に関する命令の一部を改正する命令（平成16年3月31日施行））					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 特記事項)
z1100015	金融庁、農林水 産省、経済産業 省	契約成立時交付書面の全面撤廃	5039	50390054	21	社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を 要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用 に投資顧問の起用・バックオフィス業務 の簡素化・商品ファンドの運用コストの 軽減・投資家への多様な商品の提供・ 映画ファンドの振興を通じた映画制作・ 配給・興行業界の活性化	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示 後退と取られる可能性もあるために措置が難しい 項目であると考えられるが、この契約成立時書面を 交付する直前に、より詳細な目論見書（契約成立前 書面）を交付しており、同等以下の内容の書面を再 度交付することは、投資家に時間的・金銭的コスト を負担させるだけで、情報開示には役立っていな い。契約成立時の書面の交付義務は証取法など、 他の類似の法律においては存在せず、明らかに過 剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。	
z1100015	金融庁、農林水 産省、経済産業 省	契約成立時交付書面の全面撤廃	5040	50400024	21	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を 要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用 に投資顧問の起用・バックオフィス業務 の簡素化・商品ファンドの運用コストの 軽減・投資家への多様な商品の提供・ 映画ファンドの振興を通じた映画制作・ 配給・興行業界の活性化	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示 後退と取られる可能性もあるために措置が難しい 項目であると考えられるが、この契約成立時書面を 交付する直前に、より詳細な目論見書（契約成立前 書面）を交付しており、同等以下の内容の書面を再 度交付することは、投資家に時間的・金銭的コスト を負担させるだけで、情報開示には役立っていな い。契約成立時の書面の交付義務は証取法など、 他の類似の法律においては存在せず、明らかに過 剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100036	経済産業省	中小企業の特許関係の料金減免措置 の拡充	産業技術力強化 法第17条	現在、産業技術力強化法第17条により、産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する中小企業に対して、審査請求料及び第一年から第三年までの特許料の1／2軽減措置を講じているところ。なお、平成15年の通常国会において産業技術力強化法を改正し、平成16年4月より、対象要件をこれまでの「試験研究費等比率3％超の中小企業」に加え、次の①～③の事業を行う中小企業にも拡大。 ①中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法における認定事業 ②中小企業技術革新支援制度（SBIR）における特定補助金等交付事業 ③中小企業経営革新支援法における技術に関する研究開発に係る承認事業	f		特許料等の減免は、規制措置ではなく、実質上従来型の財政措置にしか過ぎないため対応不可。					
z1100013	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第27条（事前届出）、第55条の5（事後報告）	現行外為法に基づき、外国投資家かどうかの判断は、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接又は間接に保有される議決権の合計が50％を超えるものに関しては、一人又は一社あたりの持ち分比率に関係なく、総数で50％以上であれば、「外国投資家」をみなしている。	c		（理由） ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50％以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要がある、非居住者等の議決権比率の合計が50％以上である場合を対象とすることが適当である。		要望の趣旨を踏まえ、再度検討されたい。また、手続きの簡素化等についても検討され、示されたい。	C		「外国投資家」が対内直接投資等を行う場合は、外為法27条による事前届出又は同法55条の5による事後報告が義務づけられている。 事前届出制は、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等必要最小限の業種（例えば、武器製造業、核燃料製造業等）について、当該業種を所管する省庁において外国資本（法令上は外国投資家）による経営支配を排除し得るようにする趣旨のもの。 したがって、経営支配の主体となり得る外国投資家についても、単に外国法令に基づいて設立された又は外国に主たる事務所を有する法人といった「非居住性」にのみ着目するに止まらず、国内法人であっても外国資本に支配されている可能性があるものについては広く含める必要がある。 その際、「支配」の判断については、外国資本が50％以上の株式を占めるか否かとの形式基準に基づいて行うこととしているが、これは、投資家同士がいかなる関係にあるかについて外形では判断しえず、また、経営支配的な投資であるか一般的な投資であるかについて判断することも困難であるからである。また、仮に個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 また、事後報告制についても、事業所管官庁において、所管分野における実態把握をする必要性等から、外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50％以上である場合を対象とすることが適当である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1100036	経済産業省	中小企業の特許関係の料金減免措置の拡充	5095	50950011	11	東京都	11	中小企業の特許関係の料金減免措置の拡充	① 研究開発型中小企業に限定することなく、全中小企業を減免の適用対象とすること ② 出願手数料も減免の対象とすること		・特許法の改正により1件当りの総費用が引き下げられるとともに、減免対象となる「資力に乏しい法人」の要件が設立5年以内から10年以内に緩和されるなどの措置が講じられた。 ・しかし、依然として減免制度を受けられる対象者が限定されており、また、減免措置の内容も審査請求料や一定期間の特許料に限られている。 ・中小企業における知的財産の取得を促進させるため、特許関係料金の更なる減免措置の拡充が必要である。	
z1100013	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5039	50390032	11	社団法人 リース事業協会	32	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないもので、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的である。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースでこの規制を適用する必要性はないものと考えられる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100013	内閣府、総務省、 財務省、文部科学 省、厚生労働省、 農林水産省、経済 産業省、国土交通 省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第27条（事前届出）、第55条の5（事後報告）	現行外為法に基づき、外国投資家かどうかの判断は、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接又は間接に保有される議決権の合計が50%を超えるものに関しては、一人又は一社あたりの持ち分比率に関係なく、総数で50%以上であれば、「外国投資家」をみなしている。	C		（理由） ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。		要望の趣旨を踏まえ、再度検討されたい。また、手続きの簡素化等についても検討され、示されたい。	C		「外国投資家」が対内直接投資等を行う場合は、外為法27条による事前届出又は同法55条の5による事後報告が義務づけられている。 事前届出制は、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等必要最小限の業種（例えば、武器製造業、核燃料製造業等）について、当該業種を所管する省庁において外国資本（法令上は外国投資家）による経営支配を排除し得るようにする趣旨のもの。 したがって、経営支配の主体となり得る外国投資家についても、単に外国法令に基づいて設立された又は外国に主たる事務所を有する法人といった「非居住性」にのみ着目するに止まらず、国内法人であっても外国資本に支配されている可能性があるものについては広く含める必要がある。 その際、「支配」の判断については、外国資本が50%以上の株式を占めるか否かとの形式基準に基づいて行うこととしているが、これは、投資家同士がいかなる関係にあるかについて外形では判断しえず、また、経営支配的な投資であるか一般的な投資であるかについて判断することも困難であるからである。また、仮に個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 また、事後報告制についても、事業所管官庁において、所管分野における実態把握をする必要性等から、外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。
z1100035	経済産業省	〇中小企業経営革新法の運用改善	中小企業経営革新支援法	中小企業経営革新支援法においては、経営革新計画が、①個別中小企業者が単独作成した場合、②複数社共同で、代表する社が全ての県に本店が存在する場合、当該都道府県の知事が、経営革新計画の承認を行う行政庁としている。	C		税の特例措置等、経営革新支援法の承認は、国からの財政支出に直結することから、行政庁の関与が必要と考えられる。 なお、経営革新をきめ細かく支援するために、各県に経営革新支援協議会の設置を求める事務連絡を行っているところであり、中核的支援機関（都道府県中小企業支援センター）も、その構成員として、承認企業に対する指導・アドバイスを行うことを依頼しているところである。		中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画の承認やこれに基づく補助金の交付といった一連の業務について、中核的支援機関（都道府県中小企業支援センター）による一元化を図るという要望趣旨に照らし、また、「経産相政策運営と構造改革に関する基本方針2004について」において、「中小企業経営革新支援法、新事業創出促進法、中小創造法を抜本的に見直し、国民に使いやすく分かりやすい体系的な体系を構築するため、平成16年度中に法案を提出する。」とされる中での対応の可能性も含め、再度検討の上、考え方を示されたい。	C		経営革新支援法の承認は、国からの財政支出（税の減免措置等）に直結することから、国からの財政支出を行政のコントロール下におくため、承認事務には行政庁が関与することが必要と考えられる。 なお、経営革新をきめ細かく支援するために、各県に経営革新支援協議会の設置を求める事務連絡を行っているところであり、中核的支援機関（都道府県中小企業支援センター）も、その構成員として、承認企業に対する指導・アドバイスを行うことを依頼しているところである。また、行政庁が承認を行う際に、中核的支援機関の事前調査等を参考にしている事例もある。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1100013	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5040	50400027	11	オリックス	27	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に関し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となったような場合には、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合などは、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合に、外国為替及び外国貿易法第27条の事前届出および第55条の5の事後報告を義務付けるのは過剰ではないかと思われる。	
z1100035	経済産業省	○中小企業経営革新法の運用改善	5094	50940006	11	和歌山県	6	○中小企業経営革新法の運用改善	○中小企業経営革新法第16条に基づき都道府県知事が認可することとなっているが、中核的支援機関の長が認可することにされたい。		○産業支援機関である中核的支援機関が認可すれば、審査をする行為を通じて、企業に対してアドバイスを実施することや企業の事業計画を把握できることが容易可能となるため。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100002	経済産業省	火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する際の事務手続きの制度化	火薬類取締法第2条 火薬類取締法施行規則第1条の4	火薬類取締法は火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制し、火薬類による災害の発生の防止及び公共の安全の確保を行っているが、火薬類のうち災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがない火工品を火薬類取締法の適用を受けない火工品として火薬類取締法施行規則又は経済産業大臣の告示で指定することにより、火薬類取締法の規制対象外になる。	c	火薬類取締法第2条第1項第3号への規定により火薬類取締法の適用を受けないもの（適用除外火工品）は、火薬類取締法施行規則第1条の4第1号から第6号に定めるもののほか、火薬取締法施行規則第1条の4第7号により経済産業大臣が災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないとして告示で指定するものと規定されているところ。 災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの判断については、火薬の種類・量、火薬の使用目的、火薬の使用目的、火工品の構造等に鑑みて包括的に判断する必要があることから、火工品毎に個別に判断する必要があるため、具体的な判断基準等は定めることができない。 また、適用除外火工品は、科学的データに基づいて、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと認めた場合に当該火工品を適用除外火工品として指定されることとなり、当省では、適用除外火工品の指定を希望するものがある場合には、特に提出書類の書式等を限定することなく、事業者から御要望を提出していただき検討を行っていることから、適用除外火工品の指定を希望する具体的な内容がある場合には、火薬類取締法所管課までご相談していただきたい。		要望内容は事務手続きの制度化に関するものであり、個別火工品の適用除外相談ではない。具体的な判断基準等の制定は困難であっても、一般的なガイドラインの策定については可能と考えるが、この点を踏まえ改めて検討され、示された	c	適用除外火工品の指定を希望する場合には、当該火工品に使われる火薬類の種類・数量、火薬類の使用目的、火薬の使用目的、火工品の構造・材質、火工品の用途及び当該火工品が火薬類取締法上の規制を受けなくても十分安全性が確保されることを示す資料を火薬類取締法所管課に提出すれば、適用除外火工品の指定について適否を判断します。 なお、火工品は、使われる火薬の種類・量、火薬の使用目的、火薬の使用目的、火工品の構造・材質、火工品の用途等により多種多様なものが考えられ、適用除外火工品を指定するための方法としては、火薬類による災害を防止するという観点から、火薬類取締法上の規制を受けなくとも十分安全性が確保されている火工品であることを厳密に確認することが必要であり、実態として状況に応じて個別案件ごとに審査して判断する以外は考えられないことから、一般的なガイドラインの策定は困難であると考えています。 なお、適用除外火工品の指定を受けた場合には告示が発出されていることから、現時点で適用除外となっている火工品の事例については、当該告示において確認することが可能となっているので、参考にしてください。		
z1100002	経済産業省	火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する際の事務手続きの制度化	火薬類取締法第2条 火薬類取締法施行規則第1条の4	火薬類取締法は火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制し、火薬類による災害の発生の防止及び公共の安全の確保を行っているが、火薬類のうち災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがない火工品を火薬類取締法の適用を受けない火工品として火薬類取締法施行規則又は経済産業大臣の告示で指定することにより、火薬類取締法の規制対象外になる。	c	火薬類取締法第2条第1項第3号への規定により火薬類取締法の適用を受けないもの（適用除外火工品）は、火薬類取締法施行規則第1条の4第1号から第6号に定めるもののほか、火薬取締法施行規則第1条の4第7号により経済産業大臣が災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないとして告示で指定するものと規定されているところ。 災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの判断については、火薬の種類・量、火薬の使用目的、火薬の使用目的、火工品の構造等に鑑みて包括的に判断する必要があることから、火工品毎に個別に判断する必要があるため、具体的な判断基準等は定めることができない。 また、適用除外火工品は、科学的データに基づいて、災害の発生の防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと認めた場合に当該火工品を適用除外火工品として指定されることとなり、当省では、適用除外火工品の指定を希望するものがある場合には、特に提出書類の書式等を限定することなく、事業者から御要望を提出していただき検討を行っていることから、適用除外火工品の指定を希望する具体的な内容がある場合には、火薬類取締法所管課までご相談していただきたい。		要望内容は事務手続きの制度化に関するものであり、個別火工品の適用除外相談ではない。具体的な判断基準等の制定は困難であっても、一般的なガイドラインの策定については可能と考えるが、この点を踏まえ改めて検討され、示された	c	適用除外火工品の指定を希望する場合には、当該火工品に使われる火薬類の種類・数量、火薬類の使用目的、火薬の使用目的、火工品の構造・材質、火工品の用途及び当該火工品が火薬類取締法上の規制を受けなくても十分安全性が確保されることを示す資料を火薬類取締法所管課に提出すれば、適用除外火工品の指定について適否を判断します。 なお、火工品は、使われる火薬の種類・量、火薬の使用目的、火薬の使用目的、火工品の構造・材質、火工品の用途等により多種多様なものが考えられ、適用除外火工品を指定するための方法としては、火薬類による災害を防止するという観点から、火薬類取締法上の規制を受けなくとも十分安全性が確保されている火工品であることを厳密に確認することが必要であり、実態として状況に応じて個別案件ごとに審査して判断する以外は考えられないことから、一般的なガイドラインの策定は困難であると考えています。 なお、適用除外火工品の指定を受けた場合には告示が発出されていることから、現時点で適用除外となっている火工品の事例については、当該告示において確認することが可能となっているので、参考にしてください。		

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 特記事項)
z1100002	経済産業省	火薬類取締法の適用を受けない火 工品を指定する際の事務手続きの 制度化	5003	50030001	11	佐藤貿易	1	火薬類取締法の適用除外指定を受ける 際の事務手続きの制度化	火薬類取締法施行規則第1条の4によ り、火工品でも経済産業省令で指定を 受けると火薬類取締法の適用を受けな いこととされているが、その指定を受け るための申請方法、提出書類の書式、 審査・判定基準等が明確となっていない ため、制度を定めていただきたい。		火薬類取締法施行規則第1条の4によ り経済産業省令で指定していただき、法 の適用除外を受けたい複数の火工品が ある。	
z1100002	経済産業省	火薬類取締法の適用を受けない火 工品を指定する際の事務手続きの 制度化	5003	50030002	11	佐藤貿易	2	火薬類取締法の適用除外の告示を受 ける際の事務手続きの制度化	火薬類取締法施行規則第1条の4第7 号により、火工品でも経済産業大臣より 指定され告示を受けると火薬類取締法 の適用を受けないこととされているが、 その告示を受けるための申請方法、提 出書類の書式、審査・判定基準等が明 確となっていないため、制度を定めてい ただきたい。		火薬類取締法施行規則第1条の4第7 号により経済産業省大臣より告示して いただき、法の適用除外を受けたい複 数の火工品がある。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100029	経済産業省	高压ガス保安法における高压ガス設備の保安検査方法の見直し	高压ガス保安法第35条第4項 一般高压ガス保安規則第82条 液化石油ガス保安規則第80条 コンビナート等保安規則第37条 冷凍保安規則第43条	第1種製造者は、高压ガスの爆発 その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるものに限る。）について、経済産業省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。	a	III	保安検査の基準について、民間基準が採用できるよう平成16年度中に全国的に対応することとしている					
z1100034	全省庁（人事院と金融庁を除く）	補助金適正化法の運用の一元化	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和五十三年八月五日通商産業省告示第三六〇号）	処分を制限する財産の制限期間については、原則減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）で定めている耐用年数に倣って定めることとしている。	b	III	左記の大蔵省令の今後の取扱等を勘案した上で、対応を検討する。	1	各府省庁において、処分制限期間が統一されていないことが問題であり、各府省庁が統一して同じ基準となるように調整されたい。	b	III	当省においては、既に減価償却資産の耐用年数を定めている大蔵省令に準じて財産の処分制限年数を定めている。今後も当該大蔵省令の取扱等を勘案しながら、対応を検討していきたい。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 特記事項)
z1100029	経済産業省	高圧ガス保安法における高圧ガス設備の保安検査方法の見直し	5063	50630002	11	石油連盟	2	高圧ガス保安法における高圧ガス設備の保安検査方法の見直し	高圧ガス保安設備（精製設備）に関する保安検査方法の自主基準化を認めていただきたい。	①運転中に緊急遮断弁の作動試験を行うこと→安全上問題（高速道路を走りながら急ブレーキをかけるようなもの。） ②開放検査の際、目視による検査とあわせて非破壊検査を行うこと→目視で明らかであるにもかかわらず非破壊検査を行う意義が不明。 ③設備、配管の肉厚検査を毎年行うこと→傾向管理を行い法定肉厚にいたる時期は推定できているにもかかわらず検査を行う意義が不明。	高圧ガス保安設備の検査方法は、政令等で詳細に定められているが、技術の発達や設備の高度化に対応しきれていない。むしろ、自主基準化することにより、使用環境や検査実績に即した現実的な保安検査が期待できる。	
z1100034	全省庁（人事院と金融庁を除く）	補助金適正化法の運用の一元化	5094	50940005	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各府省庁が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一（一本化）を図り、既存の政令は各府省庁において廃止されたい。		・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別途定めるとされており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の但し書きには、財務省令に連動した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が受けるように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したもの（例 鉄筋コンクリート）や購入したもの（パソコン・サーバ）が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100003	経済産業省、環境省	レンタカーの乗逃げ車両のリサイクル費用（預託金）の費用化	使用済自動車の再資源化等に関する法律	来年1月以降、自動車所有者は自動車リサイクル料金を原則、新車購入時、継続検査時、または引取時に預託する義務が生じる。	b		自動車のリサイクル料金は、当該車輛が使用済となった時点から費消されるため、会計上の費用処理もその時点となる。このため、レンタカーの乗り逃げの場合も、リサイクル料金は、当該車輛が使用済となった際に費消され始めることとなる。 しかし、自動車の乗り逃げ、盗難等の際の、当該車輛のリサイクル料金の扱いについては、今後整理を行う必要があると認識している。		回答では、自動車の乗り逃げ、東南東の扱いについて、今後整理を行う必要があるのとはしたが、要望者は、来年の1月より、預託金の支払い義務を生ずるため、盗難や乗り逃げなどに対応する必要がある。来年1月までの対応の可否およびそれが困難な場合の目標時期を具体的に示されたい。	b		関係省庁等との調整を鑑みると来年1月までに整理することは困難であり、かつ、施行後どのような状況で当該車輛が発生するかも不明なため、施行後の状況を見定めた上で検討することが必要となる。そのため、概ね平成18年度を目途に検討していく。
z1100005	経済産業省、環境省	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」 「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」第2条第1項、第4条第1項 外国為替及び外国貿易法第48条第3項、関税法第67条、輸出貿易管理令別表第2の35の2 「解撤等を行うために輸出される船舶の輸出承認について」（環水企第203号、衛産第35号、11立環指第5号）	船舶法第1条に規定する日本船舶であって、次の①及び②の要件を同時に満たす船舶は、バーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当するため、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項（1）に該当する貨物となる。 ①解撤等による金属の回収等、バーゼル条約附属書IVに掲げる処分作業を行うために輸出される船舶 ②石棉又はPCB等バーゼル条約附属書Iに掲げる物質を船舶本体に含有することによりバーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することとなった船舶 したがって、当該船舶の輸出をしようとする者は、当該船舶が仕向地まで自航されるものであるか、曳航等により運搬されるものであるかを問わず、バーゼル法第4条第1項の規定により外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定による輸出の承認を受ける必要がある。ただし、現在まで当該船舶に関して承認申請の実績はない。	c	-	我が国においては、船舶のうち有害物質を有するものが、解撤を目的として国境を越える移動がなされる場合、当該船舶は特定有害廃棄物等に該当し、バーゼル条約の対象になるとみなしている。有害物質の種類・分量が分からぬまま他国に輸出される場合、当該物質の適正な処理の実施が困難となることは明白であり、輸入国における環境汚染を引き起こしかねない。そのためバーゼル条約でも有害廃棄物の名称や重量等の情報を関係国に提供することを義務付けているところであり、バーゼル法等の手続を行わずに輸出することは、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、特定有害廃棄物等の国内処理の原則を掲げるバーゼル法やバーゼル条約の趣旨に合致しない。 解撤目的の船舶がバーゼル条約の対象となるかについて、条約会合での議論が結論に達していないのは事実であるが、我が国としては、平成10年12月14日付、加藤修一参議院議員の質問趣意書に対し、平成11年1月22日答弁書において「アスベスト又はPCBを含む物質又は物体は、バーゼル条約の規制対象となる「有害廃棄物」に該当しうるものである。一般に、アスベスト又はPCBを含む物品が存在する船舶が、解撤を目的として国境を越える移動がなされる場合で、当該物品の処分を目的の1つとしている場合には、バーゼル条約の規定に従って、輸入国である締約国に対し、当該移動の計画を通告し、その同意を得る等、手続きをとる必要があると考える。」と内容として回答している。 従って、現にアスベスト又はPCB等バーゼル条約附属書IかつIIIに該当する物質を含む船舶が、解撤を目的として国境を越える移動がなされるに際し、本要望は、条約で定められた手続きを行わないことに通じ、法理上適当でないと考える。 そもそもバーゼル法は輸出禁止を取り決めているものではなく、バーゼル法第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等に該当することとなった船舶であっても、バーゼル法第4条第1項の規定により外国為替及び外国貿易法第48条第3項の規定による輸出の承認を受けることにより、輸出は十分可能となることから、「大型船舶の解撤が明瞭化されることを意味する」とはならないと考える。 バーゼル法で規制対象となる船舶の解撤目的の輸出にあっては、バーゼル法の手続を経る必要に行わ	要望者より、以下の追加意見あり。 このままでは船舶解撤を円滑に行えないことを強く危惧している点を踏まえ、再検討願いたい。 「解撤船舶の輸出はバーゼル法の手続きを経れば可能とのことだが、バーゼル法は有害物質の移動を抑制する法律のため極めて煩雑な手続きが要求され、船舶に当て嵌めた場合実質的に日本籍船舶の輸出は不可能となる。まず、これまでに建造された船舶に含まれる有害物質の種類・分量については造船所にも記録が残されており正確に把握することはできない。次に、バーゼル条約を厳格に適用した場合輸入国から有害物質の除去が求められる可能性も十分予想されるが、構造・設備機器に含まれる有害物質を分離・除去することは船舶の安全運転を脅かすこととなる。現在大型船舶を解撤できる国は世界でも限られていることから無理やり解撤船舶の輸出を抑制した場合、解撤されるべき老朽船舶が市場に滞留することになり却って深刻な環境汚染を引き起こすことが考えられる。また、船舶はその割以上が再利用・再使用されるリサイクルの優等生であり、輸出入を規制すべき有害廃棄物とは性格が異なるものである。主要リサイクル国の現状をみても船舶解撤業が一大地域産業を形成するとともに雇用の創出にも大きく貢献しており、そのような国では船舶自体を有害廃棄物とはみなしていない。リサイクル国での環境・労働安全問題の改善が必要ことは認識するが、単に「船舶の国境を越える移動を管理・禁止」することで解決できるものではない。船舶解撤はバーゼル条約の概念にない多数の利害関係者／考え方が含まれる複雑な経済活動であり、そのため、船舶の建造時から解撤国への船舶の最終航海の安全性までを考慮した改善策が国際海事機関（IMO）で検討されているところである。バーゼル条約締約国会議でもIMOとの協調の必要性が認識されており、船舶を条約の対象とするかについて明確な結論は出されていない。このような状況下、船舶を同条約の対象とすることについて多くの国がそれを見守りつつ対応のタイミングを伺っているなか、平成18年5月、わが国は十分に関係者の意見も聞かず適用の判断を行い、実質的に日本籍解撤船舶の輸出が不可能となる通達を発出した。本通達は、日本籍船につきまとうハンディキャップとして、日本籍船減少の理由のひとつとなっている。従って、日本籍船の円滑な解撤を確保し、より環境・経済に船舶への代替を促進するため	C	バーゼル条約では、特定有害廃棄物等を輸出する際の関係国への事前通告・同意取得、環境上適正な処理がされることの確認のほか、移動書類の携帯を義務付けている。バーゼル法は有害物質の移動を抑制する法律のため極めて煩雑な手続きが要求されるものだが、同法は、バーゼル条約上の最低限の要求を満たしているものであり、これ以上の手続きの簡素化は同条約に反することとなり不可能である。 また、これまでに建造された船舶に含まれる有害物質の種類・分量については造船所にも記録が残されており正確に把握することはできないとのことだが、アスベストやPCBなど含まれていると考えられる箇所を有害物質や、それらが含まれていると考えられる箇所を特定し、試験・分析を行って有害物質の含有状況を把握することは可能であると思料。 アスベストやPCBなどの危険物質の種類・分量が分からぬまま他国に輸出される場合、当該物質の適正な処理の実施が困難となることは明白であり、輸入国における環境汚染を引き起こしかねない。そのためバーゼル条約でも廃棄物の名称や重量等の情報を関係国に提供することを義務付けているところであり、船内の危険物質の種類・分量を全て把握することが困難、という理由で、バーゼル法等の手続を行わずに輸出することは、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、特定有害廃棄物等の国内処理の原則を掲げるバーゼル法やバーゼル条約の趣旨に合致しない。 また、これまでのバーゼル条約締約国会議においては、解撤船舶の取扱いについてIMO、ILOを交えた議論が行われているが、今のところ結論は見えていない状況であり、現行のバーゼル条約及びバーゼル法で解釈し得る措置を行うことが必要と思料。 バーゼル条約は、有害物質の除去を義務付けているものではない。また、バーゼル法で規制対象となる船舶について、解撤目的の輸出が不可能なのではなく、バーゼル法の手続きを経れば可能であることから、同法に基づく手続きを踏まれるようお願いする。		

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 特記事項)
z1100003	経済産業省、環境省	レンタカーの乗逃げ車両のリサイクル費用（預託金）の費用化	5015	50150001	11	オリックス・レンタカー株式会社	1	レンタカーの乗逃げ車両のリサイクル費用（預託金）の費用化	預託金については、最終所有者が使用済み車両を引き取り業者へ渡したときに費用化ができるとあるが、乗逃げ車両については規程がない。乗逃げの場合は、「乗り逃げ証明」などの方法で抹消し、預託金の費用化を認めてほしい。		乗逃げ車両は、発見されない限り費用化ができないため、永久に預託金が消えない。企業の経理処理として現実とかけ離れた処理であり、不自然である。	
z1100005	経済産業省、環境省	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	5031	50310007	11	社団法人日本船主協会	7	解撤等のために輸出される船舶のバーゼル法に基づく輸出手続きの廃止	現在「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」（以下、バーゼル法）を所管する各省庁は、平成11年5月の通達により、解撤等を目的とした日本籍船舶の輸出について当該船舶がアスベスト等の有害廃棄物を含む場合、輸出申請等の手続きが必要としている。このバーゼル法に基づいた輸出申請等手続きの廃止を要望する。		有害廃棄物の“国境を越える移動”の管理に基づくバーゼル条約は、国境を越えて自由に活動する“船舶”について全く考慮されておらず、同条約を無理やり船舶に適用した場合多くの問題が発生するため、現在もそれを対象とするかどうか自体が議論されている。実際に、同条約を船舶に適用した場合、廃棄物と何ら関係のない「寄港国」が「輸出国」になる等実効上の問題が発生する。また、解撤ヤードまで自力航行する船舶に同条約が実質上求める危険物質の除去を要求することは航行安全上危険であり海難事故の危険性が高まることは環境保全上も好ましいことではなく、解撤船舶の移動を禁じるに等しい。現在主要解撤国以外の国は大型解撤施設を有しないことから、解撤船舶の輸出禁止は、船舶の円滑な解撤が阻害されることを意味する。さらに、船舶の解撤は旗国や寄港国をはじめバーゼル条約の概念にない多数の利害関係者が含まれる複雑な経済活動であり、単に「船舶の国境を越える移動を管理・禁止」することで解決できるものではない。そのため、船舶の建造時から解撤国への最終航海までの船舶のライフサイクルを考慮した改善策が国際海事機関（IMO）で検討されており、バーゼル条約もIMOと協調しつつ議論を継続することとしている。このような状況下、船舶を同条約の対象とすることについて多くの国が慎重な対応をとっている中、わが国では、平成11年5月の通達により実質的に日本籍解撤船舶の輸出が不可能となっており、日本籍船舶に係る過剰な規制のひとつとなっている。従って、日本籍船舶の円滑な解撤を確保し、より環境に優しい船舶への代替を促進するために同通達の廃止を求める。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100030	経済産業省	大規模小売店舗立地法第4条(指針)の見直し	大規模小売店舗立地法第4条	「大きな家具を扱う家具店のように店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合等当該店舗の特性により以下の日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合」と規定されており、「日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合」に当たるかどうかは、「大きな家具を扱う家具店」は例示に過ぎず、「当該店舗の特性により」個別に判断されるものであって、「自動車販売業」など他の業種の店舗を排除しているものではない。	d	—	大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針について、「駐車場の必要台数の算出にあたり『日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合』に、『自動車販売業』を追記すべき」との要望であるが、現行の指針においても、「大きな家具を扱う家具店のように店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合等当該店舗の特性により以下の日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合」と規定されており、「日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合」に当たるかどうかは、「大きな家具を扱う家具店」は例示に過ぎず、「当該店舗の特性により」個別に判断されるものであって、「自動車販売業」など他の業種の店舗を排除しているものではない。実際に、当方で調査したところ、「自動車販売業」を行う店舗についても、「日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合」として、取り扱っている事例があった。	自動車販売業を行う店舗については、ご指摘のとおり、店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合が多いものと予想されるが、大規模小売店舗立地法の対象となる店舗（店舗面積1,000㎡超）のものが少なく、当方に十分な情報がない。そのため、今後、自動車販売業を行う店舗の日來客数に関するデータ等の根拠となるデータが示されれば、指針における例示について検討を行ってまいりたい。				
z1100016	総務省、経済産業省	電子メールによる広告規制について	特定商取引に関する法律第11条、第12条の2	販売事業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について電子メールにより広告するときは、相手方が広告メールの受け取りを希望しない旨の意思を表示するための連絡方法等を表示しなければならない。また、広告メールの受け取りを希望しない旨の意思の表示を受けているときは、その者に対し、再度広告メールの提供を行ってはならない。	c		特定商取引法は、事業者と消費者との間でトラブルを生じやすい特定の取引を公正にし、一般消費者等が不当な損害を被ることを防止するための法律である。本法の適用除外を拡大することについては、消費者保護の観点から、慎重な検討が必要である。「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員」との関係は、会社の内部自治の範囲を超えたものであり、消費者保護の観点からも、本法の適用除外とすることは不適切であると考え	要望は、企業経営のあり方が変化し、事業部門の分社化、連結経営の重視という動きがある中で、当該会社の従業員は内部自治の範囲内であり、連結会社の従業員は範囲外であると言えるかという問題意識から、少なくとも全株を保有する子会社の従業員が当該会社の従業員と同様に内部自治の範囲内であることを認めることは、立法の主旨を損ねることにはならないと考え、適用除外の拡大を図るべきであるという趣旨である。回答では、「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員との関係は、会社の内部自治の範囲を超えたものであり、本法の適用除外とすることは不適切である」とあるが、そもそも会社の内部自治の範囲を超えるか否かの基準が明確に示されていない。基準を明確に示すと同時に、上記の点を踏まえて改めて検討されたい。		c	特定商取引法は、消費者保護を図るという立法趣旨に鑑み、対象となる取引形態については原則適用されるべきものであるが、事業者が直接雇用契約を結んでいる従業員に対して行う販売又は役務の提供については、会社の内部自治の範囲と捉え、特別に同法の適用除外としているところである。一方、事業者とその子会社の従業員との関係については、直接的な雇用契約が存在しないことから、会社の内部自治の範囲を超えたものであり、消費者保護の観点から、同法の適用除外とすることは不適切であると考え	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1100030	経済産業省	大規模小売店舗立地法第4条(指針)の見直し	5078	50780015	11	(社)日本経済団体連合会	15	大規模小売店舗立地法第4条(指針)の見直し	平成16年度中を目途に指針の見直しを行なうこととされている。その際、駐車場の必要台数の算出にあたり「日來客数原単位を用いることが著しく不適当な場合」に、「自動車販売業」を追記すべきである。		大型家具店店舗やホームセンターなどについては、①大型の商品を展示するため売り場面積が必然的に大きくなること、②主として耐久消費財を取り扱うため「指針」で想定されている来客者数とは極端に水準が異なること、等の理由により特別に緩和措置が取られているが、両業態と同じような特性を有する自動車販売店についても同様の取り扱いを認めるべきである。なお、整備のために自動車に乗って来店する顧客については、別途、整備スペースを確保しているため、指針に示されるような駐車場台数は必要ない。	
z1100016	総務省、経済産業省	電子メールによる広告規制について	5039	50390057	11	社団法人 リース事業協会	57	電子メールによる広告規制について	電子メールによる広告規制については、「事業者がその従業員に対して行なう販売又は役務の提供」に加えて「事業者がその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」も適用除外とすることを要望する。	事業者の効率性の向上	グループ会社の従業員に対して、事業所に設置された従業員用のパソコンのアドレスに広告を送信する場合、広告の提供を希望しない旨の意思表示を受けているグループ会社の従業員を除外して、広告を送信することは非効率な作業となる。一方で、除外せずに一斉送信したとしても、グループ会社の従業員にとって損害に繋がることは考え難い。昨年、同要望に対して経済産業省から「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員との関係は、内部自治の問題であるとは言えず、特定商取引に関する法律の適用除外とすることは困難である。」との回答が示された。また、総務省から、「今回の要望にある広告の提供を希望しない旨の意思表示をしているグループ会社の従業員に対しても、あらかじめ同意を得れば広告メールを送信することは何ら問題がないものとするが、受信を拒否している者に対する送信を、認めることはできない。」との回答が示された。特定商取引に関する法律について、株式の過半数を保有する会社を子会社として内部自治の問題の範疇と考えることは可能と思われる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z1100016	総務省、経済産業 省	電子メールによる広告規制について	特定商取引に関する法律第11条、 第12条の2	販売事業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について電子メールにより広告するときは、相手方が広告メールの受け取りを希望しない旨の意思を表示するための連絡方法等を表示しなければならない。また、広告メールの受け取りを希望しない旨の意思の表示を受けているときは、その者に対し、再度広告メールの提供を行ってはならない。	c		特定商取引法は、事業者と消費者との間でトラブルを生じやすい特定の取引を公正にし、一般消費者等が不当な損害を被ることを防止するための法律である。本法の適用除外を拡大することについては、消費者保護の観点から、慎重な検討が必要である。「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員」との関係は、会社の内部自治の範囲を超えたものであり、消費者保護の観点からも、本法の適用除外とすることは不適切であると考え		要望は、企業経営のあり方が変化し、事業部門の分社化、連結経営の重視という動きがある中で、当該会社の従業員は内部自治の範囲内であり、連結会社の従業員は範囲外であると言えるかという問題意識から、少なくとも全株を保有する子会社の従業員が当該会社の従業員と同様に内部自治の範囲内であることを認めることは、立法の主旨を損ねることにはならないと考え、適用除外の拡大を図るべきであるという趣旨である。回答では、「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員との関係は、会社の内部自治の範囲を超えたものであり、本法の適用除外とすることは不適切である」とあるが、そもそも会社の内部自治の範囲を超えるか否かの基準が明確に示されていない。基準を明確に示すと同時に、上記の点を踏まえて改めて検討されたい。	c		特定商取引法は、消費者保護を図るという立法趣旨に鑑み、対象となる取引形態については原則適用されるべきものであるが、事業者が直接雇用契約を結んでいる従業員に対して行う販売又は役務の提供については、会社の内部自治の範囲と捉え、特別に同法の適用除外としているところである。一方、事業者とその子会社の従業員との関係については、直接的な雇用契約が存在しなことから、会社の内部自治の範囲を超えたものであり、消費者保護の観点から、同法の適用除外とすることは不適切であると考え

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1100016	総務省、経済産業省	電子メールによる広告規制について	5040	50400030	11	オリックス	30	電子メールによる広告規制について	電子メールによる広告規制については、「事業者がその従業員に対して行なう販売又は役務の提供」に加えて「事業者がその株式の過半数を保有する会社の従業員に対して行なう販売又は役務の提供」も適用除外とすることを要望する。	事業者の効率性の向上	グループ会社の従業員に対して、事業所に設置された従業員用のパソコンのアドレスに広告を送信する場合、広告の提供を希望しない旨の意思表示を受けているグループ会社の従業員を除外して、広告を送信することは非効率な作業となる。一方で、除外せずに一斉送信したとしても、グループ会社の従業員にとって損害に繋がることは考え難い。昨年、同要望に対して経済産業省から「事業者とその株式の過半数を保有する会社の従業員との関係は、内部自治の問題であるとは言えず、特定商取引に関する法律の適用除外とすることは困難である。」との回答が示された。また、総務省から、「今回の要望にある広告の提供を希望しない旨の意思表示をしているグループ会社の従業員に対しても、あらかじめ同意を得れば広告メールを送信することは何ら問題がないものとするが、受信を拒否している者に対する送信を、認めることはできない。」との回答が示された。特定商取引に関する法律について、株式の過半数を保有する会社を子会社として内部自治の問題の範疇と考えることは可能と思われる。	